

市民文教委員会会議録

平成21年12月17日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 16:54

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第126号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長

「議案第126号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。平成21年度飯塚市一般会計特別会計補正予算書の201ページをお願いいたします。第1条で既に定めております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,796,000円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。204ページをお願いいたします。2.歳入の1款、1項、1目汚水処理施設使用料の現年度分につきましては、平成21年9月までの調定実績に伴い今後の使用料見込みを減額補正するものであります。過年度分につきましては、平成20年度出納閉鎖に伴い平成20年度以前分の使用料滞納金額が確定いたしておりますので増額補正するものでございます。3款、1項、1目繰越金につきましては、平成20年度決算確定に伴い決算余剰金を計上いたしております。205ページをお願いいたします。3.歳出の1款、1項、2目施設管理費の汚水処理施設維持管理委託料及び汚泥採取等委託料につきましては執行残額の補正でございます。汚水処理施設整備基金積立金につきましては、前年度繰越金の確定などに伴い余剰財源の積み立てを行うものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第127号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」について、補足説明いたします。予算書の207ページをお願いいたします。第1条において予算額の歳入・歳出それぞれに29,992,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,088,621,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細により、歳出の主なものから説明させていただきます。211ページをお願いいたします。1款、1項学校給食費、1目一般管理費の2節から4節までの人件費関連経費は、予算措置しておりました職員構成より、正規職員4名、再任用

職員3名が人事異動等により人員減となったため減額補正したものです。

次に7節賃金につきましては、人事異動等による人員減について、嘱託職員による予算措置をしておりましたが、実際には、定員に達しなかったための減額と不足した人員7名及び事務職の育休代替臨時職員1名の配置に伴う増額であります。12節の役務費および19節の負担金補助及び交付金の減額につきましては、人事異動等に伴うものであります。

212ページをお願いいたします。2目給食事業費の12節、役務費の炊飯手数料は、自校方式とセンター方式での米飯給食における単価差額解消を平成22年1月から実施するための増額補正であります。13節委託料及び18節の備品購入費については執行残を減額補正するものであります。3目学校給食賄材料費は喫食人員の減による減額はありますが、前年度繰越金を賄材料費に充当するため増額補正いたしております。

次に歳入につきまして説明いたします。戻っていただきまして210ページをお願いいたします。1款、1項給食事業収入、1目学校給食費、2節中学校給食費の3,117,000円の減額は、生徒・教職員数の当初見込みより47人の人員減と3年生が早く卒業することから、それに伴う3月分給食費の減額によるものであります。4款繰入金、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の減額及び事務費等の増額によるものであります。また、5款、1項、1目繰越金12,258,000円の繰越金は、20年度からの余剰金であり、そのほとんどを賄材料費に充当いたします。6款諸収入、1項、1目雑入は、消費税の還付金及び雇用保険料率の引き下げによる減額であります。

以上、簡単ですが、平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第127号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

スポーツ振興課長

「議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の42ページをお願いいたします。提案理由といたしまして、まず、市民公園テニスコートの夜間照明利用につきましては利用者の減少や照明器具の老朽化もあり、飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画の中で、ナイター利用を中止することとなっておりますので、本案を提出するものであり、バレーコートにつきましては、テニスコートとの併用となっておりますが、バレーボール競技が屋外競技から屋内競技へと移り変わり、バレーコートとしての利用がまったくない状態でありますので、今回条例の整備をするものであります。

次に、健康の森多目的施設のトレーニング室使用回数券発行につきましては、8月11日から公用開始いたしておりますが、利用者の増加に伴い、回数券の発行を望む声が増え上がってまいりましたので、今回本案を提出するものでございます。詳細につきましては、議案書44ページからの新旧対照表でご説明いたします。

右側が現行で左側が改正案でございます。別表第1の旧の区分の左端の中段にありますテニス、バレーコートとあります部分を、新ではバレーの部分を削除し、旧の下から2段目にあります、夜間照明施設使用料以下の部分を新では削除いたしております。

次に、別表第3のトレーニング室の部分におきましては、新で一般回数券、中学生以下の回数券につきまして、挿入いたしております。回数券の考え方につきましては、現在の第1体育館のトレーニング室利用回数券を参考に、一回分をサービスとして考えております。なお、この条例は、平成22年1月1日施行でございます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第141号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第146号 指定管理者の指定」について補足説明をさせていただきます。議案書の59ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。施設の名称につきましては、飯塚市文化会館でございます。

次に選定の経緯等についてご説明いたします。飯塚市文化会館の指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月17日、10月1日、10月15日の3回開催され、選定の結果「株式会社コンベンションリンクージ」が候補者に選ばれており、10月23日に委員長より市長に答申がなされました。指定期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間といたします。選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。

また、委員会から指定候補者となる「株式会社コンベンションリンクージ」に対し、次のような附帯意見が出されております。一つ、催しの効果を出すために、音響、照明等のスタッフの体制は重要であるため、専門的な専属の技術スタッフの確保に努めること。二つ目といたしまして、地域の文化振興につながるような事業招致を念頭に、品格ある文化振興に努めること。三つ目として、地域の文化施設と連携・調和がとれた運営・事業を行うこと。四つ目、第三者を交えた自己評価システムの充実を図られたい。五つ目として、業務の一部を委託する場合において、業者育成の面から市内業者を優先するよう努め、また、地元人材の雇用の面においても同様に努められたい、の以上5点の附帯意見が出され、本日配付しております資料が、株式会社コンベンションリンクージにおける附帯意見に対する対応が記されております。また応募団体の評価点につきましては、60ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、飯塚文化会館の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

鯉川委員

平成19年にもこのコスモスコモン指定管理者の議案が上程されましたが、このときは確か否決になっております。否決になった主な理由として、どのようなものが考えられるか。執行部としての認識をお示してください。

生涯学習課長

否決された理由の主なものは、文化芸術に精通した団体の選考になっていたのか。また、飯塚市の歴史や文化を継承し発展させられる能力があるのか。文化振興事業団の今後のあり方がわからない。選考委員に文化芸術に精通した委員がないなどの理由があったと聞いております。

鯉川委員

今お答えられました否決の理由について2年経っていますけども、その後の改善がどのようになされたのかお教えいただけますでしょうか。

生涯学習課長

前回の公募においては、団体の応募資格についてなんら制約を設けておりませんでした。今回は市の文化振興マスタープランを尊重し文化会館のより高い文化、芸術が求められています。これらのことから文化芸術に精通した団体の選考になっていたのか、及び飯塚市の歴史や文化を継承し発展させる能力あるかについては、募集要項において文化芸術事業に精通し実績のある団体に限っての公募といたしました。

また、文化振興事業団の今後のあり方がわからない。このことについては指定管理者の決定後につきましては事業団の主たる事業が失われることとなります。市の内部に設置しました文化振興事業団のあり方検討会では、解散の方向を打ち出しておりますので指定管理者の決定後は事業団にその旨を申し出る予定でございます。

最後に選考委員に文化、芸術に精通した委員がないことにつきましては、今回の選定からは文化芸術に精通した2名の選定委員が入るようになっております。また、業務委託や雇用にしても、本日配付しておりますコンベンションリンクエージの附帯意見に関する対応において市内業者を優先して地域の経済振興に努める。雇用につきましても地元からの雇用を優先し研修を実施して優秀な施設スタッフを養成することも明言しております。指定管理者の導入につきましては、前回より大きく改善されたと思っております。

鯉川委員

それではですね、今の、現在の文化会館の管理維持費といいますかそれと比べてコンベンションリンクエージに指定管理者を出されたら、どれくらいのコストが削減できるとお考えでしょうか。

生涯学習課長

平成21年度の予算額を基本として比較した場合、平成21年度の今回指定管理に要する費用として1億4110万円が予算計上しております。平成20年度のコンベンションリンクエージの提示額は1億2577万円で約1533万円の削減となります。また23年度の提案額については1億2199万円で23年度については1911万円の削減効果、また、24年度の提案額は1億1833万円で24年度については2277万円の削減効果、また、25年度の提案額は1億1478万円で2632万円の削減効果、26年度の提案額は1億1134万円で2976万円の削減効果となっております。5年間の合計では1億1329万円の削減効果等となります。

永露委員

まず実質的な審議に入る前にですね、昨日の本会議でも取り上げておりました市長に対しての要望書が出されているようであります。私もこの要望書を所管をお願いいたしましていただきまして、具体的に内容を見させていただきまして、これにつきましては、新聞報道がなされておりますので、そのことも併せて参考にして内容を精査させていただきました。具体的に

いてはまたあとで述べますが、全体として議会及び具体的に今日審査をいたします我々委員会に対して非常に失礼な内容が含まれている。そういう判断をいたしております。そこで、そういう判断のもとにこれを黙って見過ごすわけにもまいりませんので、少し確認の意味で、ご質問もさせていただきたいと思えます。選定委員会は8名おられるということでしたので、本会議でありましたけども7名の連名ということです。1名はこれに同意をされていないということで先日の本会議におきましては委員それぞれがそれぞれの立場で同意をしてこの要望書に署名を捺印をしたという最終的な判断が示されました。そこでお尋ねいたしますが、この中に、選定委員さんはおられますか。

企画調整部長

今回文化会館の指定に関します、選定委員会のメンバーとしましては学識経験者3名、公募委員2名、それから文化芸術に精通なさいました有識者2名、それと市職員代表として1名、この市職員代表の1名が私企画調整部長でございます。

永露委員

そこで縄田部長が選定委員のメンバーということでお尋ねをいたしますが、この7名という委員の中に部長は入っておりますか。私がいただいた資料では名前は全部消されておりますので、どなたかわかりませんが、部長がこの中に入っておりますか。

企画調整部長

お手元に要望書を持ってらっしゃると思えますが、この中に委員長の名前は列記されております。副委員長以下6名の名前ところが、見え消しになっております。私、市の職員でございます企画調整部長縄田洋明はこの要望書の連名の中にはいたしておりません。

永露委員

非常に賢明な判断だったんだと思えます。当然だと思えます。私はその様に思っているんですが、ではなぜ同意をされなかったのですか。併せて当然こういう形で当初は委員会として要望書を出した。出そうとされたんだらうと思えますけども、縄田部長にも要請があったはずであります。推測ですけども、はずです。私ならそういたします。ですから、縄田部長にも同意の要請があったはずだと思えますが要請をお断りになられた理由は何ですか。

企画調整部長

先ほど私答弁しましたように私は執行部の職員でございます。委員さん7名の連名でこのように出されております。委員さん7名の方々のご配慮もありますし、市の担当部長、企画調整部長は執行部の方であるから市長に対して要望書を出すことはいかながなものかと、そして執行部の企画調整部長はこの議案の可決に向けて最善の努力を必要とすることは当然じゃないかというようなことがありましたし、また私もそのようなことを考えましてこの連名の中には記載といいますが、同意といいますが、言葉ちょっとわかりませんが、この中には署名捺印はいたしておりません。

永露委員

そのとおりです。あなたの言われることは非常に正しい。しかし結果としてそれぞれの委員の個人個人の立場という中にしろ、市長に対して要望書が出されました。しかし、よく読んでいくとですね、形は市長に対する要望書ですけども、実質的な内容は我々議会、あるいは今日いままら審査をいたします委員会に対するですね、これは圧力ですよ。それ以外の何物でもない。あなたはそう思いませんか。これ純粋な市長に対する要望ですか。純粋に、市長に対する要望ならば、こんな要望書を提出する必要ないんです。当然市長は答申された、その答申された内容については最大限尊重すべき義務を負わされているんですよ。それに従って市長が尊重しその内容を議会に提案した。この一連の流れはどこも間違いはないんです。市長の行為になんら非はないんです何もないんです。何もない。ただこの内容の一部にですね、マスコミにも新聞報道にも書かれておりますが、表現はありますけども議会に対し、さらには我々委員会に

対してこの答申を尊重するようにくぎを刺したと、要望書の表現は違いますよ、でも内容はそんなんです。市長には答申を尊重する義務はあります。しかし、我々議会、委員会においてはその答申を尊重する義務はないんです。市長から提案されたものに対してその内容は、適かどうなのかということだけを真剣に判断をして、場合によってはいいと判断すれば可としようし、だめだと判断すれば否とするんです。何ら答申に我々は拘束されるものでは全くないんです。そういませんか部長。

企画調整部長

この内容の文面につきましては事前に私の方に何もいわゆる報告もございませんでした。しかし、要望書が市長あてに出された、その後この要望書の内容は読まさせていただきました。したがって、この中身が、我々がどうのこうの判断するということではできかねるというふうにお答え申し上げます。

永露委員

少なくともあなたは選定委員会の委員の一人なんです。委員の一人なんですよ。形としてそれぞれ、あなたの立場を配慮してとか言うことありますけども、選定委員として全くこの内容を知らされずにいたんですか。要請は当然あったと思うんですけども、要請もなかったんですか。要請をする以上は、その内容について、あなたは内容を把握していたらと思うんですが、どうなんでしょうか。

企画調整部長

先ほども答弁しましたように、部長は執行部の職員であるから、いわゆる当然にこの議案に対して可決に向けて最善の努力をするということは当然のことでありましょう、また、市長の要望書を出すということは市の部長としていかなものかというようなことがありまして7名の署名をした要望書を市長に提出しますということでありまして、内容については一切聞かされておられません。

永露委員

ではお尋ねいたしますが諮問委員会ですね。このこと、この選定委員会に限らず、たくさんの諮問委員会があります、市長が諮問いたします。その中で諮問をしてその後このような要望書を出されたことありますか。誰かお気づきの方がおられましたらご答弁願います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:31

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

企画調整部長

市長から諮問を受けまして、このような選定委員会のような審議会は、それを受けて市長に答申をいたします。答申書以外に要望書的なものを市長に提出したことがあるのかというご質問でございますが、私の方はそこまでは承知いたしておりません。

永露委員

承知していないというよりもそのような話を聞いたことありませんでしょ。どうですか。私はそう思いますが、私も聞いたことないんです。ましてや、この答申の内容に沿って市長は、きちんと尊重されて議会に提案されたんです。議案として、最大限の尊重をしているんですよ。そして自分が提案したものに対してこれが可決するように最大限努力するのもこれも市長の責務の1つですよ。当然ですよ。自分が出したものを可決していただくように努力するというのは、要望書の内容がすべてもうしてるじゃないですか。そのうえさらに、このような内容の要望書が提出されたんです。

ですから、先ほど言いましたように、これは表向きは市長に対する要望書ですけども、中は

違うんですよ。中は議会あるいは委員会に対する要望なり要求そういうものなんですよ。ですから、最後の方にまたこれは失礼な表現がされておりますね。議会において、市議会においてという表現ですけども、私にとりましては当委員会においてと同じことです。同義語です。市議会において公正かつ厳正な審議ということを求められておるんです。まさに非礼千万です。少なくとも私どもは、ほかの方まで含めると失礼かもわかりませんが、わたくしは、自分の委員会等において公正かつ厳正でない審議をしたことはありません。これをしろという要求ですよ。裏を返せばこのような審議が行われてないということじゃないですか。さらに、その後には良識ある判断が出されますようにと、この選定委員会に立っての良識ある判断というのは可ですよ、可決ですよ。だから仮にそれが否決されることがあれば良識のない判断を出したということですよ。

私どもは市長からいろんな、たくさんの議案が提案されます。それに可否を求められます。当然、内容によっては可もありますし否もあります。当然です。ですから、必ずしも市長が出されたものに対してすべて可でなければならぬということでもありませんし、それが議会だと思えますし、委員会だというふうに思っておるんです。この文章の裏に込められた内容というのは、非常に失礼。表だけ見ると何事もないような表現ですけども、よく読み込んでいくと非常に議会、我々に対して失礼な表現をされておるんですよ。

本当にあなた知らなかった。知らなかった。委員長、ちょっとお願いですけども私は皆さん方はどうお考えになるか知りませんが、このような飯塚市議会においては実質的な審議を委員会で行います。当然この議案も市民文教委員会で行うわけなんです。ですからそのやる前に、このような直接的ではないにしろ間接的にしてもこのような我々に対する、ある意味での挑戦状、非常に失礼な内容を含んだ要望書を送りつけられたということはまさに心外です。私は、ですから当然、この委員会において、提案された要望書を出された方々に対して、委員会として是非抗議をしていただきたい。取り計らいお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 38

再 開 11 : 08

委員会を再開いたします。

永露委員

時間をとらせて失礼しました。先ほど私がこの要望書の内容につきまして多くの疑義を含んでおりますので、これに対して委員会としての抗議をしてほしいというお願いをいたしましたけど、具体的にこの要望書に書かれております我々が不信感を感じておる内容等につきまして直接ですね、委員のメンバーの方々とお話し合いした中でその真意を、どこら辺に真意があるのかということも質したい。ご意見もお伺いしたいというふうな気持ちを持っておりますので委員長において委員会と委員のメンバーの方々との話し合いというか、懇談会の場をですね、1度つくっていただきたいというふうに思いますのでお取り計らい方をお願いいたします。

委員長

ただいまの永露委員の申し出につきましては委員長において調整したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし)

それではそのように取り計らいをいたします。ほかに質疑ありませんか。

永露委員

審議に入る前に少し資料をお願いしたいというふうに思っております。3点ほどありますができなければできないということで結構ですけども、まず1番目が先ほども問題になっていました8名の選定委員のメンバーですね。2つ目が、本件に対しての選定評価書ですかね、でき

るだけ詳細な選定評価書を、どの項については何点であるというような、できるだけ詳しい詳細なものを出していただきたいと思います。それと、これもできるかどうかわかりませんが8名の選定委員さんのそれぞれの項目に対する評価点をできれば出していただきたいということ。それと3つ目がいわゆるこの選定委員会の選定基準ですね。選定基準あるいは採点基準といえますかですね。当然、私どもが考えますと明文化された内規的なものがあるべきだというふうに考えておりますが、あるのかどうかわかりませんがそれらについて私どもも、まさに公正で厳正な審査をいたしたいというふうに要望されておりますので、やりたいと思っておりますのでできるだけ今の資料についてのご提出をいただきたい、このように思います。

瀬戸委員

追加の資料要求ですが、この指定管理者に出された仕様書もお願いいたします。それでできましたら、今採点評価書とかいろいろでありますが、そのときの会議録が提出できればお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま永露委員、瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

総合政策課長補佐

選定委員の名簿でございますが、名簿につきましては公表することにより、委員個人に対する働きかけなどが懸念されることから公表はいたしておりません。それからの選定評価書の詳細なものにつきましては提出させていただきます。それから選定基準でございますが、明文化されているものにつきましては、指針の中で選定評価書のうち視点の項目2「施設の管理運営に対する理念」、視点の項目1の、視点の項目1の、項目4のは最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していない場合には他の項目の点数にかかわらず落選するというふうな記述をしているのみでございます。それから、各委員それぞれの採点結果でございますけれども採点の方法につきましては、過去から選定委員会の審議の中で各委員個人による採点ではなく、合議によりまして委員会としての採点を行うという形で決定しておりますので各委員個人個人の採点表というのはございません。それから会議録につきましては非公開としております。

生涯学習課長

募集要綱に伴う仕様書でございますが、提出できます。

瀬戸委員

会議録は非公開ということで、前回の場合もですね会議録とプレゼンテーションを非公開ということでお聞きしていましたが、今回はプレゼンテーションを公開となりました。そのときの理由としてプレゼンテーションはそこそこ会社のもので、いろんなその団体のノウハウが詰まっているから公開できないと。プレゼンテーションは公開になった、でも選定委員会の選定がどのように行われたか、それがわからないと審議できないですよ。どうして審議するんですか。先ほどね、永露さんが言われたように、先日の新聞に委員会答申が絶対ではないが、仮に議会が否決する場合は合理的な理由が必要だと。合理的に審議するために何も資料がないのにどうしてできますか。ぜひ公開してくださいよ、終わっているからいいじゃないですか。

企画調整部長

この飯塚市の指定管理者制度に係る指針の中に選定委員会の会議の公開というのがございます。選定委員会の審査は非公開とする、ただしプレゼンテーションについては応募者との協議の上で公開することはできるということにいたしております。したがって、選定委員会の選定過程の会議録につきましては非公開にするということにいたしております。ただし、プレゼンテーションについては広く市民の皆さん方に提案者の内容聞いていただくために公開にい

たしております。したがって、市民の皆さんに公開している部分については、当然にいま質問者が言われますように、その分については資料としては提出できるというふうに判断をいたしております。

瀬戸委員

おかしいじゃないですか。前はね、プレゼンテーションも公開してない。できないと言ったんですよ。今回はプレゼンテーションを公開して会議録は公開できないと、会議録を公開しているところありますよ。何で飯塚市はできないんですか。どうして慎重な審議ができますか、それで。どういうふうな選定をされたか、選定委員会は。それがわからなくて私たちはどう判断するんですか。

企画調整部長

先ほど答弁いたしておりますように、この選定委員会は非公開ということで定めております。したがって選定経過の会議録は非公開とする。しかし、プレゼンテーションは市民に公開いたしておりますので、その部分は公開するというものでいたしております。

瀬戸委員

だからその理由は。何で選定委員会の会議録は非公開なの。たくさんやっている市はあるじゃないですか、ほかに。ちゃんと全部プレゼンテーションから会議録から公開していますよ。何で飯塚市ができないんですか。おかしいじゃないですか。その理由を教えてください。どうして公開できないのか。

企画調整部長

その理由云々という前にそのような指針の中で定めておりますし、これについても、所管の総務委員会の中に報告いたしまして、そして、了承いただいているということで審査過程における会議録は非公開、プレゼンテーションについては、その部分についての会議録は公開ということにいたしております。

瀬戸委員

指針に決まっているから公開できないと。もう終わっているんでしょ選定委員会は、今から選定するわけじゃないでしょう、終わっているわけじゃないですか。どういうことで選定されたかわからないと私たちはどういうふうに審議するんですか。ただ点数をみて、ああこれは264点260点、258点、252点だから一番高いとこに決まったんだな、はい賛成、はい反対というのですか。おかしいでしょう。何をもとに私たちは審議したらいいんですか。合理的にやってくれと言われていないじゃないですか選定委員会の方も。委員長、取り計らいをしていただかないと審議できませんよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:19

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

お諮りします。ただいま永露委員、瀬戸委員から要求がありました資料のうち執行部が提出できる資料を要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。準備がされている資料を事務局に配付させます。残りの資料につきましては準備でき次第配付致させます。

佐藤委員

自分も資料要求をしたいんですけども、前回委員会のときには各社の提案書が用意されていたと思うんです。通常なら前回委員会に用意した資料は今度も同じ審議ですから用意するのが当然だと思って黙っていたんですけど、提案書が用意されていませんで提案書の資料要求を

いたします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま佐藤委員から要求がっております資料は提出できますか。
生涯学習課長

各委員にお配りすることはできませんが、閲覧ということで提出できます。

佐藤委員

さっきあなたはできないというふうにいうような趣旨を言ったんですけども、できるんですね。

生涯学習課長

閲覧という形でできます。

佐藤委員

できないと言ったときに、なんかそういう規約か何かがあったんですか。そのことを教えてください。

生涯学習課長

指針の中に情報の公開という欄がございまして、指定管理者として指定された法人（団体）等の提出書類等の情報開示については指定の告示後に情報公開条例の定めに基づき公開することとするというふうに定められておりましたので、それに基づきお答えしました。

佐藤委員

そうあるのに提案書は公開できるんです。さっき瀬戸委員さんが言われたのはできないということなんです。その矛盾を指摘しておきます。

瀬戸委員

手元に資料が届きつつありますが、先ほど佐藤委員も言われました会議録はできないと、指針によって。その理由をはっきりと、どうしてできないのか理由をはっきりと聞かせてください。

総合政策課長補佐

選定過程におけます公平性、透明性確保の観点から公開されることが望ましいとは考えますが応募者の提案に、情報公開条例第8条に掲げる情報、著作権、特許権、その他団体が保有する特別なノウハウ等が含まれると考えられ、原則公開とした場合に団体の競争上の地位財産権、その他正当な利益が損なわれるおそれがあること、また選定委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれることなどが考えられることから非公開としているものでございます。

瀬戸委員

今おっしゃったことは前回のプレゼンテーションの公開できないというときの理由と同じです。それと公平性とかが失われると、選定委員さんが決めたことの、失われるとか言われましたけど。終わったことで、終わっているんですよ、選定された後なんですよ、じゃあ私たち議会は委員会はこれだけの方が傍聴に来られて公開ですよ、すべて。どうしてよくあなたたちがされる審議会とかは公開ならないんですか。できないんですか会議録が、同じ公の人間じゃないんですか。どうしてそこに差があるんですか。明快な答弁をしてください。

企画調整部長

ただいま質問者が言われています、会議録の公開でございます。まずその前に申請者から出ました提案書に基づきましては閲覧という方法で出させていただきます。それともう1点、審議過程の会議録でございます。審議過程の会議録につきましては先ほど永露委員さんの方から資料要求がありました選定評価書の細分化した分の4項目にわたるこの選定評価書を提出させていただきます。この選定評価書のもとになる指針にうたい込んでいます選定評価の書もださせさせていただきます。各委員さん方々がそれぞれ合議の中で話し合われて、合議の中で決められた採点が、ここにつぶさに列記されております。ですので、いろいろなご意見等々、話し

合いの中で、合議で決まった採点をここに詳細にわたって列記させていただいておりますので、この部分での公開ということはさせていただきます。しかしながら各個人個人の委員さんがそれぞれの思いの中で述べられたこと、それについては審議の内容ということでこの会議録は公開できないということにいたしております。

瀬戸委員

先ほど佐藤委員が資料請求されたもの、これも非公開でしょう。違うんですか。

生涯学習課長

指定管理者に決定された後には開示できるというふうになっています。

瀬戸委員

それは全社分ですか。前回全社分出たみたいですが。

生涯学習課長

全社分です。

瀬戸委員

言っていること、あなたたちおかしいじゃないですか。結局業者さんのノウハウとかいろんなもので困ると、公開したら。公開しているじゃないですか。プレゼンの中でも出てくるだろうし、また、そういう提案書、その中ですべて出ているでしょう。それは出して、選定委員会でみなさんどういうふうに決められたか知りたい、どの方がどういう意見をいわれたとかは必要ないんです、AさんBさんCさんで、どのような会議がされたのか、この点数を決めるために合議されたのか、そういうことが知りたいんですよ。向こうは非公開を出す、こちらは出さない、どういうことですか。納得のいく説明をしてくださいよ。

企画調整部長

先ほどから答弁していますように、審議過程の8人の委員さんがそれぞれの意見を出し合いながら合議制の中でこういうふうな採点をいたしております。ですので、各個人個人さんが出されたご意見等々を列記した部分の会議録は出せないということを私先ほどからご答弁させていただいております。しかしながら、提案者が出されました提案書については皆さん方の閲覧に供したいというふうにいたしております。

瀬戸委員

部長あなたね、おかしいよ言っていることが。自分でおかしいと思わないか答弁していて。先ほど課長補佐さんが言われたじゃないノウハウがどうじゃこうじゃと。それは全部提案書の中にも入っているわけでしょ。プレゼンテーションも全部公開されているわけでしょう、今。何でそこだけ出せないのか、はっきりした理由もなく、これ決まっているから出せない、何ですか。選定委員さんの中で、ノウハウとかなにか業者さんのことで何かこう、個人情報とか漏れるとかそういうことないでしょ、プレゼンテーション公開とその提案書を公開すれば何もかも分るじゃないですか。そこは守られているでしょう。ただ出せない。出せないという理由は決まっているからじゃなくて、どうしてこういう点数がつくのか、どのように合議されたか、その内容が知りたいわけです。それを出せないと言われてるんですよ。終わったんですよ、点数付けて。その内容がわからないと点数だけ言われてもできないでしょ。公正にこういうふうに点数がついたんだと判断して、賛否をする。私たちはなんで審議すればいいんですか。

企画調整部長

提案者のノウハウとかそれから企業秘密とまで言いませんが、そこそこが持った提案者のノウハウ、それから事業提案等については提案書を皆様方の前に供与に付したい。ここでのノウハウは、そこでわかってきます。しかしながら、先ほど答弁していますように審議過程における各委員さんのそれぞれのご意見等々についての部分についての公開はできないということにいたしております。(理由を聞いている、公開できない理由をとという声あり)理由というのは先ほど言っていますように、各委員さんが個人個人のご意見を述べられた部分があります。述

べられてそれを合議の中で決めています。合議の中で決まった採点表はもう皆さん方に資料として差し上げます。ですから話し合う中身の部分は公開できないということにいたしております。

瀬戸委員

だからね、話し合ってね、点数を決められたわけでしょう、合議されて点数を決められたんですね。だからどういうふうにこの点数を決められたのか内容が知りたいんです。結局はここはこういうところが優れている、ここはこうだねという内容がある訳でしょ、皆さんが話合われた。それが知りたいわけですよ。それが出せないとおっしゃっている、出せないんでしょうね。

永露委員

お願いしてありました選定評価書を、非常に細目にわたって点数を出していただきまして、それからすれば非常にわかりやすい資料が出されております。そのことについては感謝申し上げます。先ほど選定基準といいますが採点基準といいますが、一番私どもが、これは点数で示されます。個々の点数が示されその積み上げによって総得点が出ます。その総得点によって是か非とかいう結論になるわけです。ですから今瀬戸委員も言われておりましたんですけども、その一番根拠になる採点基準、どのような形で行うという、先ほど明文化されたものはないとおっしゃったけどもそれはおかしい。あるべきです。といいますのがそのときそのときの選定委員会で変わるべきものじゃない、変わっていけない。常に不変でなくてはならないわけです。基準というのは。ところがその基準そのものが明文化されたものがないという状況の中で選定委員さんはその都度、あるときやっぱり変わります。ある程度の説明はあるんですけども、でもマニュアルといいますがその選定採点基準というものが無いので非常に戸惑うんじゃないですかね。僕はそこははっきりした基準といいますがあるべきだと思います。先ほど一定の点数以下は不合格とか言われましたね。そんな言い方ないでしょう、なんですか一定のって。そんな表現はありえんでしょう、点数を付ける以上。一定の点数以下では不適とか、明確に50%以下は不適とか、60%以下は不適とか内容は知りませんが、そういう形で示すべきじゃないですか。それが全くそういうものが、明文化したものが全くないというのは非常のおかしいと思うんですがいかがでしょうか。

総合政策課長補佐

お手元にお配りしてはいますが、指針4ページのところの(3)指定管理者の募集及び募集要項、募集要項に関する事項等において明らかに運営能力が欠けていると判断された場合には失格としております。明らかに管理運営能力が欠けているというこの意味につきましては選定評価書のうち視点1の項目2、施設の管理運営、指定管理業務に対する理念、基本方針の1それから視点2の項目1、施設の設置目的の達成に向けた取り組みの、それから視点3の項目1、財務内容等の、それから項目4、危機管理体制等のここは最低限満たしておくべき条件でありこの項目が一定のレベルに達していない場合は、他の項目の点数にかかわらず落選するというのを記載しております。

この一定のレベルに達していない場合ということにつきましてはその項目の評価点が普通5点、5点ということにつきましては、これは標準的である5点以下の場合には劣っていると判断されると、その項目においては標準以下であるという判断のもとにその場合には失格にするというふうなことでしております。総合点数が50%を超えてない場合には、応募団体中最高点であっても、選定委員会としては選定していない等の旨は記載は一応してはおりません。一般質問の答弁におきまして応募団体が1社であっても、選定基準に変更はない。選定委員会におきまして選定基準に基づき指定管理候補として適格かどうかの選定判断を行い、もし不適格であればその旨を答申するというのを述べております。以上でございます。

永露委員

今説明聞いて非常に分かりにくかったんで、一つ一つちょっと具体的にお尋ねをいたします。あなたが言われた、例えば総合点でいわゆる50%以下ですね、50%以下の場合でもいわゆる合格ということがあり得るというふうな解釈をしたんですが、その通りですか。

企画調整部長

今回の文化会館の選定評価書が皆さん方のお手元にあると思います。これが総合計点で440点満点でございます。この440点満点の50%以上の得点者でないと、まず絶対条件として指定管理者候補者としての選定ができないよというのが、まず絶対条件がございます。その中で絶対条件を満たした申請者であって、そして最高得点者これを選定委員会が指定管理者候補者として適当であるというようなことで市長に対して答申いたします。

この50点以上の絶対条件でございます、50点以上というのは平成18年に1市4町が合併して以降、いわゆる第三者の方たちを入れた選定委員会を設置いたしております。これ第三者といいますのは、先ほど答弁しましたように学識、公募そうい外部の人たちを含めた所の選定委員会を設置いたしております。それ以来ずっとこの選定委員会の中で50%以上が絶対条件である。その中で最高得点者を候補者として選出するというようなことをずっとやってきていますし、今回の文化会館の指定管理者の選定委員会においても選定委員の中でこのようなことで進めるということを決めたいと思っております。

永露委員

それは当然のことなんですね。当然のことを今、長々と言われたんです。当たり前のことです。当たり前なのが、私は先ほどそういうことも含めてその他のことも採点上のいろんな問題も含めてなんで明文化しないんですかと、なんですか口約束ですかそれは。ということでしょう言いかえれば。これからずっとまだ続いていくんです選定は。ですから一番大事な基本的な基準、採点合格の基準とかなるものをきちんと明文化しておくべきじゃないですかということをお願いとるんですよ。全くそのつもりもない、このままでいくんですか。いかがですか。

企画調整部長

質問者おっしゃるように、指針というのを飯塚市はつくっております。この中で今おっしゃるような採点条件、絶対条件、ここの部分、それから最高得点者を候補者とするというようなくだりがございません。そこにつきましては今後十分に検討していきたいというふうに考えております。

永露委員

検討するという言葉、聞き飽きましたんで、やると答えてくださいよ。やってもおかしくないんじゃないですか。当然のことだから別にそう決めたからといって何か差し障りのあることはない、何もありませんよ、いかがですか。

企画調整部長

そこらあたり、この指針の中で明文化をします。

永露委員

今、総得点については、いわゆる50%以上、至極当然のことです。それで、この総得点についてもですが、今回の場合これホームページで出されているんですけども、私もホームページで見たんですけども、3回の協議をやっていきますね、選考委員会で。9月17日、10月1日、10月15日の3回やって、それぞれの内容が書かれてあります。ここでは選考基準を協議しというところから入っているんですよ。私の考えておる選考基準では協議する必要なし。不変のものですから。恐らくここでいう選考基準を協議しというのは、次の後段で書かれておりますけども本来の選定評価書は、400点満点であるが、今回その特性に配慮して協議の上で440点を満点としたというふうにしてあるんです。

例えばいくつもその選定委員会にかかる表題がありましょ、その都度、そのときの委員の考え方によってこれは満点を何点にしようとか、本来は400点であると書かれているんです

よね。本来は400点満点だが、協議のうえ440点を満点にしたと変更しとるんですよね。例えば400点満点だがこれは350点を満点にしようということだってできるんですよ。逆に言えば。変更が可能ならば、でしょ。そうでしょうもん。増やすことができるんなら減らすことだってできます。ですから、そういう減らしたり増やしたり、増やすことを認めているということは減ることだってあり得ると思うんですよ。首を横に振るなら振っておいてください。400点満点を440点にしたということですね。それはこの特性に配慮してということですが、果たしてそのときそのときによってその内容を、満点を変更するということがどうなのかと思うんですよ。そんなに自由に与えられるんですか。じゃあ500点満点にしようとか、この項目を入れようとか、恐らく400点満点を440点にしたということは、10点満点ですから1項目、4項目追加したってことでしょ。どれかわかりませんが4項目追加したと、それがどれかは我々には見当つきませんが4項目追加したということでしょ、でしょう。

これは次の議題になっておりますけど体育館でもそうですよ、体育館でも400点を420点にしたと書いてあります。ほかのところ調べておりませんが、わかりませんがもこのように例えば一応の基準として400点満点というものがある、それをそのときそのときの委員会の考え方、思いによって、たとえ協議のうえであっても、それを簡単に420点にしようとか450点にしようとかいうことができるんですか。私は疑問に思いますけどね。いかがでしょうか。

企画調整部長

今ここに示しています400点の項目につきましては指針に定めました選定評価書でございます。これにつきましてはいろんな施設がございます。いろんな施設を網羅したところのこの選定項目ということが、いわゆる400点40項目でございます。しかしながら施設によっては、その施設の特有な、特色ある、特有の施設の特有性がございます。その特有性を加味したところの評価項目という部分も必要であるということで、今回文化会館についてはこの4項目を追加してこれを選定評価書ということに選定委員会のほうで決定したわけでございます。その前段として当然に担当課でございます教育委員会の生涯学習課の方から文化施設については文化活動の情報収集とか、それから文化振興等のための人材育成、それから文化振興に関する独創的なアイデアがぜひとも必要であるということで、この4項目についての追加という申請といたしますか、依頼がありましたので選定委員会としても、これは当然であるというふうな判断の中で4項目を追加して44項目にいたしましたわけでございます。

永露委員

基本的に400点満点であるが対象物件によってはその特性にかんがみて追加、それも420、440、450、いくらかわかりませんが、上限なしみたいな話ですけども、幾らでもできるんでしょう、やろうと思えばね。できるということでしょうが、としますとね、非常にそこに不公平が出てくる可能性はありませんか。追加する内容によって、例えば複数の団体が応募されていてその中でその追加された内容によって、例えばその内容に得手不得手なものが出てくることだってあり得るでしょう。ありますよ、当然。

だから私はそのような自由裁量を、私は原則あくまでも原則にのっとって、そんな自由裁量を認めると、その内容までも認めることになるんですから、追加するものの内容までも。それによって本当に公平なものになるのかとかいう、そこによって例えばある団体が10点とった、その追加された項目によって、ある団体はいやそこは3点だったということだってありうるわけでしょ。それが追加されなければ対等に闘えたというものであっても、その追加によってそこに大きな差が出てくることだったあり得るんでしょう。そういう可能性を残したらだめなんです、選ぶ場合には。そこが公平なんでしょう、公正なんでしょう、いかがですか。

企画調整部長

やっぱり施設の内容を十分に活かしたなかでやっぱり市民の皆さんにたくさん利用していた

だく、そして市民の皆さんから喜んでいただくという形の中で、これは当然その施設特有の項目であるという中でこの項目の追加をさせていただいて、そしてそこに合致した指定管理者に対して管理運営をお願いするというふうなことにいたしております。

永露委員

答弁になっていませんけど。その点をきちんと改善していただきたい。だからこういう選定、選考する場合に、特にこういう主観的なものは入らずに点数によって判断をされる、そこに1点の差で、まさに逆転があるんです。そういうものなんですよ。これを見てもお分かりの通りほとんど点数的にはもう差がないでしょうが。そういう選定なんです。非常に皆さん方が点数的に競合する中での合格者が決まっておりますよ。

ですから、そこにその選定方法、採点方法の中に人から疑義を持たれるようなことを一切排除してください。だれが見てもどこから見てもこれはもう間違いないと、これは正しいと、言うことないと、言われる方向を、体制をつくってください。そんな自由裁量を認めるとそういうものが入りやすい。したとは言えませんよ、でも疑義を持たれる可能性があるということを申し上げとるんです。それは間違いないでしょう。でも皆さん方は、ある人がそれは必要性があるからと言っていても具体的にそのことによって大きな差、例えばもう5点6点の差が出てきたらこういう点数の中では逆転するじゃないですか。そういう可能性だってあるということをお前は申し上げておるんですよ。ですから、このことについても改善してください。する気が無いようですね、いいです。次に入ります。

これは文化会館に限ったことでないんですけれども全体的な問題としてですね、いわゆる大きな項目が5項目あるわけですね。まず1番が指定管理者としての適正、2番が適切な管理運営とサービス向上、3番目が安定した管理運営を行う能力、4項目が事業収支計画に関する事項、5項目はその他の提案、特色に関する事項というふうに大きく5項目に分かれております。それぞれの点数がまだ項目を分かれましてその項目の数によって掛け10点という形で指定管理者の指定の適正においては70点というふうに、それぞれに点数が項目ごとの点数が分かれております。先ほど部長が総トータルとして50%以下ですね、50%以下は不適とする、要するに不合格、その時点で不合格とする、これ当然です。問題なのは細かい40項目以上のそれぞれについての問題ではなく、例えばその項目ごとの大きく5つにわかれております5つの項目ごとの点数が50%以下が出てきたらこれはどうされますか。

企画調整部長

今質問者のお尋ねの件はそれぞれ5項目ございますね、5項目の点数が50%を切った場合はどうするのかというようなご質問でございましょうか。選定委員会が決めました内容につきましては、この総得点、いわゆる44項目を足しましたら440点なります。その総合計点の50%以上の得点を取っとなないと絶対条件に入らないということで、それぞれの5項目、項目ごとの得点率についてはそこまでは限定いたしておりません。

永露委員

部長の今の答弁を平たくわかりやすく言うと、5項目ある中のそれぞれが50%以下であっても、総トータルとして50%以上になれば合格とするということをごいり言われたんですけども、そのとおりだと思っんですね。そういうふうにおっしゃったんだろうと思っんです。

ただ、その5項目の中でも2から5までは、いわゆるある意味での専門的な要素が含まれている項目なんですよ。ただし1項目ですね、何と書いてありますか、指定管理者としての適正という項目なんですこれはね。あなたが言われるようになるよこの、例えば1番、指定管理者としての適性において、例えばそこは30%であっても総トータルとして50%を超えとけば合格ということですよ、ということをおっしゃったんですあなたは。おっしゃったんですよ。ただそれはおかしい。この適正の中にまた大きく3つ分かれておるんですよ。1番が法令等の

遵守。これはもう指定管理者とかいうより以前の、人としての心構えですよ。2番が管理運営に対する理念、基本方針。いわゆる基本理念です。指定管理者としての基本理念を問われるところなんです。3番目が平等利用。

この3項目というのはまさにこのいずれか欠けても指定管理者としては不適正であるということなんです。ほかの技術的な個々の問題とは違うんです。基本的な姿勢をここで問うているんですよ。その基本的なものが50%以下、それが何%あっても総トータルで50%以上は合格なんてことはね、おかしいじゃないですか。あなた方は1番でこの団体は指定管理者として不適正だという判断を示すんですよ、そこで、という評価ですよ、選定委員会で。この団体は基本的に指定管理者としての不適正だという烙印をした上で合格ですとするんですよ。することができるといふふうにおっしゃったんですよ。それに何の疑義も感じませんか。私は感じますがね。

企画調整部長

ご指摘の点は十分に理解できます。それで、まず1項目目の指定管理者としての適性の欄の部分の大きく2の部分、ここの部分につきましては先ほど担当課長が申しあげましたように指針の中で一定レベル以上に達していない場合は欠格とすると、落選するというようなことで指針にうたい込んでいます。また2項目目の1の施設の設置目的の達成に向けた取り組みの部分も先ほど申しあげましたように、一定のレベル以上に達していない場合はいわゆる失格とするということの中でこの中にも安定した、3番目の安定した管理運営を行う能力、その中の財務内容、ここもこの一定レベル以上に達しないと落選すると、欠格であるというふうにしております。それともう1点、危機管理体制この部分も一定レベル以上ということでの不適格ということで明記をさせていただいておりますが、それぞれの項目ごとの50%以上ということでは明記していないというのが現状でございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:20

再開 13:20

委員会を再開いたします。

永露委員

皆さん方に勘違いしてもらっては困るんですけども、私別に個別にこの文化会館がとか、体育館がどうかとかいうことで申し上げるとんでないんです。当然この問題は、選定委員会というのはこれからもずっとあるわけです。選定をするわけです。採点するんです。ですから、これまた次の体育館の問題でも申し上げますけど、基本的なものをきちっと抑えて、これこれについてはもうだめなんですと。この点数はないと、ここの項目はこの点数がないとだめとほかがいくらよくてもだめなんです。

先ほど1番に特に1項目の指定管理者としての適正ということで、くどく申し上げておるんですけどもこの中に、ほかのところと違って非常に大事な部分が入っているんでしょ、例えば1の4の個人情報保護の関係とかそれとか3項目の利用者に対する平等とか、絶対に譲れないものではないでしょうか。例えばこういうところがゼロであってもね、今の状況でいくと指定管理者になる可能性があるんですよ。それはおかしいでしょうもん。純粹にはおかしいことをおかしいと思ってください。議員とか役所の職員とかいうことではなくて人としてどう考えたって人間と人間の目でみて、これがゼロでもいいとかいう話にはならんと私は思っているんです。

ですから、そういうことをきちっと明文化してください。そのときそのときで左右されるようなものではなく、きちっと明文化してくださいよ、そして先ほどからは話になっておりますこの1番の指定管理者の適正について50%以下でもOKとかいう話をしてはいますけど、私はそれがまだ甘いと思います。例えば他の4項目と比べてね、この1番の項目は50%とかいう

基準じゃないですよ。少なくとも60%ぐらい必要ですよここは。だから今後のためにも少なくとも1項目に対してはほかと同列ではない、違うんです内容が。だからこれについては、ほか50%であってもこれは、少なくとも60%ないとだめだと合格にしないというぐらいのものであっていいと思うんです。

これ見てごらんなさい、例えば文化会館にしても1番の満点が70点でしょうが、全部37点ですよ。やっとならクリアじゃないですか。今申しあげました個人情報の保護とか平等利用とかやっとなら5点じゃないですか。こんなもんで任せられますかと私は思うんですよ。これについてははっきりと私はあるべき姿を申し上げておりますけども、それについてお考えを、当然これは選定委員会とも協議が必要でしょうけども、協議された中でそこら辺のまず協議する前に役所側の対応としてね、こういうものについてはこうだ、こういう形でいこうだということきちっと明文化してそれを選定委員会の中に提示して、そしてそれを受け皿に協議をされてきちっとしたものを決めていただきたい。これからも続くことですから大事なところについてはそういう形でいきたいということをやりたいということをお願いいたします。

企画調整部長

今の質問者がおっしゃいますご指摘については十分に考えております。それで当然にこの特に1番の指定管理者としての適正、これ当然に指定管理者としては持ち合わせていないといけないような項目でございます。そういうことがあってですね、この選定委員会の中でも合議をした中でこれ以上の点数がなければいけないというふうな形で進めております。しかしながら、今ご指摘の件は十分に我々も考えておりますので今後の選定委員会の中、それから指定管理者導入推進委員会の中で、この特に1番目については縛りといいますか何点以上なければいけないという部分は十分に検討させていただきたいということをお願いいたします。

永露委員

ぜひその実現をしていただきたい。ぜひ実現していただきたい、そうじゃないと今のままでいくと、例えばこの指定管理者としての適正が甚だ著しく低得点であっても、極端な話ゼロという状況でも総得点が50%を越えとった場合には適となる可能性があるんでしょうが、そんなことができますか。できないでしょう。そういう可能性だってあるんですから、そういうことはあってはならないということ私は思っておりますので絶対にそういうことがないような縛りという明文化でやって、きちっとしたものを是非つくっていただきたい。これはもう先の問題も絡みます、ですからお願いしたい。

それともう一つはですね例えば、こう見てみますとこれ各項目10点満点ですね。10点満点であるんですけどもみんな奇数番号しかないんですね。偶数が嫌いなんですか。あなた奇数が好きなん、あなたも選定委員ですから。せっかくの10点満点で私は10点満点だから、10点から1点までであると思っております。これは至極当然な考えだと思うんですが、そこに他の点数が全く出てこないというよりも3点が2つぐらいですかどこかに、2カ所ぐらい3点というのがあるんですね、ない、3点はない、5点以上というより全部5点、7点ですね。よほど5番と7番が好きなんですか。ちょっと冗談ですけどもそれほどこの内容、点数をみてね、ぱっと見ておかしいなと思ったんですよ。当然私は10点満点である以上1点から10点まで、ゼロもあるかもしれませんけどもゼロから10までありうると、なければおかしいというふうに思っておりますね、その仕組みを教えてください。

企画調整部長

この評価の基準でございます。これ指針の中にですね、このような選定評価書という部分でもお示し申し上げております。これ点数のつけ方が10点満点の5段階評価ということで1点から1・3・5・7・10点というような奇数の評価点をつけさせていただいております。1点がいわゆる劣、すごく劣っているよと、それから3点がやや劣っているよと、それから、5点

が標準、普通ですよと、それから7点がやや優、10点が極めてすぐれているというようなことで10点満点の5段階評価というようなことで進めております。

永露委員

いいながら自分でおかしな答弁をしていると思うでしょう。なんで10点満点の10段階評価なのになんで5段階評価にするんですか。そのことを述べられてないでしょ、だから奇数が好きなのかと言ったんです。そんなことないでしょうもん。だから10点満点の10段階評価をせずに5段階評価を10・7・5・3・1ですか、の5段階評価にした理由じゃなくて、しなければならない理由は何ですか。逆に言えば10段階評価にしたらなんか不具合な点があるんですか。あれば言ってください。

企画調整部長

不具合な理由ということじゃなくて選定委員の皆様方のご意見、それから先進地事例等々も十分に参考にさせていただいた中でこのような10点満点の5段階評価ということで指定管理者導入推進委員会にも諮りまして決定をいただいたし、また総務委員会でも了承いただいたということでこのような形で今現在進めているということでございます。

永露委員

ここに掲げております、たまたまこれ文化会館ですけども文化会館については、44項目細分化して44項目あるんですね。それぞれに点数を出すんです。私こう見ても非常に判断が難しいもの結構あるんですよ。いろいろ話聞いてもこれが何点かなとかいうのに非常に判断に苦しむものが結構あるんです。例えば自分は5よりはね、5が基準点ですか、中間点ですけども5点の中間よりもちょっと劣るというふうに思われる方もいるし、ちょっといいと思われる方もおられる。でもそれはじゃあ7点かとなるとそこまではいかんかなという方もおられると思うんです。そして例えば5の上は7点ということですね、7点しかないんですよ。7点よりは、まだ上やけども上をつけようと思えば10点しかないんです、今度は。

そういうすべての項目は非常にその微妙な判断を求められる中で、その5つ評価しかできないということは逆に採点者の評価する気持ちを狭めてしまうんじゃないですか。7点よりは上だが10点満点ではないという評価だってたくさんあると思うんですよ。それを7か10かにどちらかにということしかできないということであれば非常に判断が狭められるじゃないですか、そこに8点があってもいいじゃないですか。9点があってもいいじゃないですか。何でだめなんですか。当然幅広い評価をして、させてあげた方が評価しやすいでしょう、わからない。なんで5段階なのか何で10段階にしたら悪いのか、僕は10段階にしたらいいと思うんですよ。それなら最初から10点とかでなく5点にしたらいいじゃないですか5段階評価したらいいじゃないですか。それでもいいんですよ、そうでしょう。満点を220にすればいいじゃないですか。それでもいいでしょう。何でそこに5段階評価にこだわったのかわからんですよ。10点満点にすれば10段階評価が至極当然の流れでしょう。

企画調整部長

一定のレベルであれば、いわゆる中間点である5点であるというような形でまずスタートします。そして標準、普通よりも劣っているなというところについては、今質問者言われますように4点ということもあるやないか、それよりもやや劣っているのは3点ということもあるやないかというようなご指摘と思います。しかしながら、今ここで示しているのはなぜ標準、普通が5点ですよ、それから見て、この提案者はやや劣っているなというときには3点と、そしてすごく劣っているなといえれば1点。逆に普通よりもやや優れているなといえれば7点と、すごく優れていると10点というような5段階刻みでやっているということを進めてる状況なんですよ。それで、今言われるように1、2、3、4、5でもいいじゃないかとだと思えます。それは言われるように、この評価のあり方として1、2、3、4、5でもできないことはないというふうに判断はいたしております。

永露委員

それぞれの各項目は10点満点ということになって以上、10段階評価ですべきです。そうしてあげたほうが判断しやすい、当然じゃないですか。5つに限られるよりも10に広げてもらった方が、それぞれの評価がしやすいでしょう。微妙な判断が多いんですから、5の上には7しかない、5の下には3しかないということよりもその間に一点刻みで点数が自由につけられる方がいいに決まっておるじゃないですか。ご自分でもわかっとするはずでしょう。頭の中でわかっても言葉としては言えんのですか。あなたもそれがいいというのわかるでしょう、皆さん方もそう、みんなそうですよ。だれが考えてもそうじゃないですか。そうしたら何か採点をするうえで何か問題があるとかいうなら別ですよ。何も無いなら10点にしてあげたほうが採点する側もいいじゃないですか。やりませんか。そのつもりもない。

企画調整部長

ご指摘の件は十分に理解いたします。今後ですね、これも選定委員の方々、導入推進委員会の中で十分に協議しまして前向きに善処させていただきます。

永露委員

ぜひそういう形で実施をしていただきたい。いつも言うんですけどもこの問題だけのみだけの問題じゃないんです。また出てくるんです。ですから、そういうあまり枠を狭めて採点する側の心理的圧迫にならないように広げてやったほうが採点する側もやり易いんですから、そういう形でぜひ実施をしていただきたい。

それともう1点がですね、いわゆるこの採点に、個別の採点で、ここで言えば5点7点という評価がされております。実は個々の点数が非常に大事なんです、当然、積み上がっていくわけですから。これが一番のもとになるわけです個々の点数はいわゆる44項目のそれぞれの点数の評価点がですね、それが各項目ごとの評価点数になり、そして5項目合わせたものが総合点数となる。ですから個々の項目なくして総合点では出てこないんですよ、当然のことながら。44項目の一つ一つの点数は。

そこでお尋ねいたしますがこう見て非常に不自然に感じるんです。5点と7点しかないというのがね。僕はそれぞれに申請者の具体的な内容を見ておりませんで、どういうものかわかりませんが、当然のことながらそこに各8名おられますね選定委員が、8名の選定委員の中でもこの項目については自分は3点だとかね、これ7点あげていいんじゃないですかとか、極端に言えばいやこれは1点ですよというのだって当然あり得ると思うんです。その項目によっては、先ほどそれぞれの8人の方々の選定委員が採点されます。そして先ほどの説明ですと、それをもって8人で協議する、そして、決めた点数がここで言う、5点、7点だということですね。おかしい。何で点数で出てきたものをそれをなくして、その点数を参考点数にしたということですよ。出てきた点数を参考点数にしてみんなで協議の上で点数を決めるということですよ、おかしいでしょう。出してきた点数を尊重するべきじゃないですか。これが一番合理的でしょう。

合議と言えば言葉はいいようなんですけども、我々から見ればどうにでもなるということですよ。非常に不透明さがある、どうにでもなるというのは訂正しましょう。そこに不透明さが残る。仮に私は1点だという人の意見はどうなるんです。多数が、いやここは5点だと3点だと決めれば必然の流れとしては3点、5点になるんでしょう、おそらく。だから、一番合理的なのは点数をそれぞれで8人が出して、その点数を8で割れば合理的な点数やないですか。一人一人の各項目に対する判断です。違って当たり前ですから。そこに差が出てくるのは当然です、当たりのことですよ。同じのほうがおかしい。逆に言えばおかしいんです。差があってしかるべきです、その差を、合議という名のもとに無理やり統一することはおかしいんです。でも形はそうでしょ、統一しているんでしょう、合議という名のもとで。何でそこに点数を出していかないのか。

これはあくまでも点数によって最終的に判断するんです。1点でも勝ったらそこがなるんですよ。特別に問題なければ。今はそうでしょう、そういう仕組みでしょう。だから、そこに1点2点の差がものすごくウエイトを占めてくるんです。総トータルでもほんと2点3点の戦いでしょうが。だからその一番基準になる細かい項目の44項目の一つ一つについて、それぞれの点数を出していただいて、それを8人で平均点を取れば、それが一番だれからも何も言われないんですよ。みんなの点数はこうでした、これを8で割れば平均点として、これは3.5ですと、いいじゃないですか。悪いですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:53

委員会を再開いたします。

企画調整部長

今、質問者からご指摘があります、まずこの評価の方法で10点満点の5段階評価、それから選定方法につきまして現在は各委員との協議の中での合意ということでの採点方法をとらしていただいとります。しかしながら委員ご指摘のようにこの10点満点の5段階評価じゃなくても5点満点の5段階評価でもいいじゃないかと、それから合議じゃなくて、各個人の採点方法でもいいやないかというようなことのご指摘ございます。それにつきまして私もこのような方法は十分に考えられる。この方法がよりベターじゃないかということも感じ取っておりますので、今後選定委員の皆さん方にこの方法をとっていただくようお願い申し上げますとともに、市で組織しています導入推進委員会の方にもご提案を申し上げたいというふうに考えております。

永露委員

前向きなご答弁です。この場だけの答弁ではなくてこれから先のほんとにこの選定委員会における大事な点、指定管理者を選定する上での非常に大事な点だと思います。こういう人を、例えば、団体としてでも何でも選ぶ場合でもとやかく人から言われぬような体制でやっていただきたいと。何か言われてもこうですと堂々と出せるような体制づくりを絶対にしていただきたいと。そうじゃないとこれからはたくさん指定管理者の選定で提案がなされるんだと思いますけども、そのときにもし、まだ今まで私が述べたような疑問点が残っていればもう絶対に話聞きませんから、ぜひ今おっしゃったことを絶対に実現していただきたいというふうをお願いをしておきます。私ばかりやるわけいきませんので、このほかにもおられますので一旦中断いたします。

瀬戸委員

選定の基準、選定評価書ですかね、まずですね総務省が2007年6月3日に指定管理者制度運用上の留意事項というチェックリストを出しました。この内容が分かれば知らせてください。

総合政策課長補佐

申し訳ありません。持ち合わせておりません。

瀬戸委員

これね、大切なことだと思うんですね、いかされてないってことでしょこの中に。このように言っているんですね。これは総務事務次官の通知ですね。指定管理者の選定の際の基準認定に当たっては公共サービスの水準の確保という観点が重要であると述べられているように経費削減に偏りがちな傾向について、警鐘が鳴らされていますと。これは平成15年に指定管理者制度がスタートしてたくさん指定管理者になったところがありますよね、その中で今までやってきて、いわゆる追跡調査をしてきた、その中でこういうものをやりなさいよというものを

出してあるんです。これ全くいかされてないんですか。どうですか。

企画調整部長

今の総務省の通知は、ちょっと私この手元にもございませんし、わかりませんが指定管理者制度の目的というのは委員さん方も十分にご承知と思います。これまでは公の施設の管理運営については市町村の出資法人等に限定されておりましたが、地方自治法の改正によりましてこの公の施設の管理運営を民間企業、それから各種法人等の団体の中から指定することによりまして、住民サービスの向上さらには、より経費の削減を図るとということが目的でございまして、この目的に沿って、飯塚市も平成16年度から公の施設の指定管理者制度を導入しまして管理運営を行っております。それによりまして、各施設の市民サービスの向上と、それから飯塚市の財政負担、いわゆる経費の節減が図られているというのが今の現状でございます。

瀬戸委員

答弁になってないんですがね。いわゆる15年のね、15年からスタートしたと、そしていろんな公共施設を指定管理者に任せたと、制度を取り入れてやりだしたと。いろんな問題点が出てきているわけですよ。問題点がたくさん起きているわけです。いいところもあれば、悪いところもある。そういうものをですね、まとめてチェックリストをつくって、総務省が出しているわけなんです。問題点、どんな問題点があるか知っていますか。羅列しましょうか、長くなるけど問題点たくさんありますよ。そしたらですね、文化会館条例、飯塚市のこの中の第4条文化会館の管理を指定管理者の云々と書いてあって、指定管理者に行わせるものとする。その2項に指定管理者が行う管理の業務は次のとおりとすると、まず1番目に文化会館の利用に関する事、これはこの仕様書とか応募要項には幾らか書いてあると思いますけど、選定評価書のどこに当たりますか、この第1項は。

生涯学習課長

選定評価書でいいましたら大項目の2、適切な管理運営とサービス向上、この覧に当たるかと思えます。

瀬戸委員

大項目の2番にあたると、120点のところですね。そしたらですね文化会館の施設の維持管理に関する事、これはどこにあたりますか。条例の4条の2項の(2)ですね。

生涯学習課長

同じくこの大項目の2の適切な管理運営とサービスの向上、この項目に当たると思えます。

瀬戸委員

そしたら条例の中の(3)の前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し市長が必要があると認めること、これはこの中のどこにあたりますか。

生涯学習課長

この表で申しますと一番下の項目、その他の提案、特色に関する事項に当たるというふうに思っています。

瀬戸委員

この3つですね、あとは仕様書関連から来たものですかね、この評価書というのは何が元になってできているんでしょうか。この評価書自体は。

総合政策課長補佐

主に、この評価書に上げています1から項目の4までにつきましては公の施設全体にかかわっていることですので、公の施設に関して考えられることを項目別に上げているという形でございます。

瀬戸委員

これにかそういう基準書みたいなものないの、全国的なもの。何もないの、これ市がつくったの。おおもとなるものないの総務省から出ているものとか。

総合政策課長補佐

これにつきましては、先進地の事例等を参考にしながらつくっております。これにつきましては、市町村によりましてまちまちでございます。

瀬戸委員

まちまちにつくって、まちまちに点数をつけていったと、これ自体ももう少しきちんとした根拠があってやられているかと思ったんですよ。なにかおもとがあってということではなく、自分たちで話し合っただけで作ったというものですね。

企画調整部長

この40項目につきましては当然に施設としてもち合わせておらないといけないという項目でございます。他市にもいろいろな選定評価書がございます。他市の事例等によれば、この項目数が20項目とか10項目とかそういう少ない項目もございます。しかし飯塚市は40項目という広い範囲での、当然に持ち合わせておかないといけないということでこの規程の項目は40項目という幅広い中から選定をしているという状況でございます。

瀬戸委員

確かにね、部長の言われるとおり他市で10とか20のところもありますよ。でもね、点数つけ方は、先ほど言われたけど、私もおかしいなと、なんで1点や10点がないのかなと思いましたが。いくら合議制で決められても、今さっき言われた個人個人でつけるのが一番いいと私も思うんですけど、合議制でやられたにしても何でこんな点数がつくの。不思議ですよこれ。2項目の適切な管理運営とサービス向上、1の施設の設置目的の達成に向けた取り組みの3、自己評価をどのように実施し、管理業務に生かすのかという点検評価システムが示されているか。コンベンション、今度一応候補者になっていますコンベンションリンクエージが5点、Aさんが5点、Bさんが5点、Cさんが7点、どういう内容でどういう評価をしてCさんが7点だったか教えてください。

企画調整部長

指定管理者が当然管理運営を行う上ではその団体の方が評価をするということは当然のことでございます。しかしながら、このCの7点というのは、その団体の方で自己評価をするに当たっては第三者機関の評価委員会とかそういう評価機関を設けるということでの提案内容でございましたので、ここがやや優れているというようなことで7点にいたしております。

瀬戸委員

これですね、ほかのところは外部評価は持ってなかったから、そこだけが持っていたから7点にされたということですか。点検評価システムが示されているかと、当然これ仕様書の中に、要綱の中に、この項目は全部列記、すべてあるわけですね。あるでしょこれ、応募要項の中にすべて。そしたら当然皆さんわかってね、これを見て応募されていると思うんです。そうしたときに自己評価システムを持っていたところが1件で、持っていなかったところが3件と、このような理解でいいですか。

企画調整部長

私は今答弁しましたのは自己評価、これを行うのはどこも、この4団体とも自己評価を行います。C団体につきましては、外部評価、第三者評価機関を入れた中でのいわゆる評価を行うというような提案内容になっておりましたので、ここは7ということに位置づけさせていただいております。

瀬戸委員

だから聞いているんです。だからC以外は、外部評価をシステムを持ってなかった。外部評価をしないということだったかと聞いているんです。

企画調整部長

そういうふうな提案内容をしています。いわゆる今後、いわゆるCも外部評価機関を入れた

中での評価をしますよというような提案内容になっています。しかし、A、B、C、それからコンベンションにつきましては内部評価は当然にしますよというような形になっております。しかしながら附帯意見の中に、今度の答申書の附帯意見の中にも自己評価制度ではなくて第三者機関の評価機関も入れた中で評価してくださいねというような附帯意見をつけさせていただいたりします。その中で今お手元に差し上げていますコンベンションリンクページから出されました附帯意見に対する回答書の中にも自己評価制度ということがしっかりと明示されて回答が寄せられております。その内容を読まさせていただきます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:09

再開 14:20

委員会を再開いたします。

企画調整部長

この点数の差は、第三者評価機関を設けるかどうかで点数の差がついていると思います。

瀬戸委員

部長は選定委員の中におられたわけでしょう。明確に覚えてないですか。覚えてない。どなたがどういうふうに言われて、皆さんでこれは2点差をつけないといけないなど。たぶんそこらへんの話があったんでしょうけど、大体覚えてないくらいのことだったんですね。そうですか。

次にですね、次のサービス向上策の利用促進を図るための具体的な提案計画がなされているかと。7点、7点、7点、5点です。これも1社だけ、Cが5点でございます、低い点数でございます。これはどういうところが評価されてこういうふうになったのでしょうか。

企画調整部長

ここに書いてありますようにサービス向上策の、利用促進を図るとの具体的な提案計画はなされているかということでコンベンション、A、Bについては具体的な提案がなされた、しかしながらCについてはその提案がやや劣っていたということでの評価と考えております。

瀬戸委員

例えば、

企画調整部長

動揺しましてすみません。この3社につきましてはやや優れている、それからCについては標準ということでございます。

瀬戸委員

例えばですね、覚えてある範囲でいいんですけど、まあ会議録は出ないということですから、覚えてある範囲内でいいんですが、どういうところが、よそは提案力があつたと。こういうものを提案されて、こういう計画がなされた、これは非常に優れていると。でも、Cはどうだったからこれはちょっと低いなと思った。何かその辺の具体的な提案とか計画の中、覚えてありません何か。

企画調整部長

私も選定委員でしたけど記憶がですね、なかなか思い起こせませんで申しわけございませんが、ここにこうして評価点が出ていますようにコンベンションについては7というところもあります。それから他は5というところがあります。この項目がそれぞれございます。それに基づきまして選定委員も慎重にそして厳正にした結果、合意の中でこのような点数がついたと、開きがあつたということとさせていただきます。

瀬戸委員

だんだんアバウトな答弁になってきたと思うんですけどね。これ全部一つずつ聞くと、多分そういう、時間もたっていますし多分一つずつは答えはできないだろうと思ったから会議録を

出してくださいとお願いしたわけですよ。じゃないと本当に私たちはどれを聞いて審議したらいいのか分からないわけですよ、なんで優れていたのか。それは選定委員会を信じなさいと言われればそれまでですよ。厳正にしたから信じてくださいと、ですね。でもそれだったら議会はいいじゃないよ。次にですね、仕様書、これ仕様書は誰がつくられましたか。

生涯学習課長

生涯学習課において作成いたしました。

瀬戸委員

これは、仕様は、今まで業務をなされておった、直営でなされておりましたよね。その中できちっと今まであったものをそのまま出されたということでしょうか。

生涯学習課長

内容につきましては、文化会館の管理運営全般にわたるものであり、各項目につきましては管理運営を行う上で必要な事項を定めております。過去の実績及び現在の状況から指定管理者が行うべき内容を説明しております。業務内容につきましては文化会館で行う文化事業を定めており、管理業務では環境、維持管理、施設の保守管理、舞台設備の保守点検管理について現行の状況を参考にし詳しい内容を説明しております。

瀬戸委員

当然これ、飯塚市教育文化振興事業団もその中に、今現在やられている、一部委託を受けてやられているその辺の意見等も入ってきていると思うんですけどね。入ってないですか。

生涯学習課長

意見などは賜っておりませんが今まで使っていたものを参考にしてお使いいただいております。

瀬戸委員

じゃあちょっと戻りましてですね、文化とはそもそもどういう定義でとらえたらよろしいでしょうか、文化。お願いします。

生涯学習課長

大辞林をみると文化とは人間の生活様式の全体。人類がみずからの手で築き上げてきた有形無形の成果の総体。言いかえれば民族や社会の風習伝統、思考方法、価値観などの総称で世代を通じて伝承されていくものを意味するというふうにあります。

瀬戸委員

その中で、文化とか食文化とか色々な文化とか、全部をとらえればあるんでしょうけど、その中で今回指定管理者を取り入れる文化会館、その地域文化を担う一翼ですよ。その地域文化とはどういうとらえ方をしておりますか。

生涯学習課長

地域に根ざしてあります伝統芸能とかそういうものを、自分としてはそういうものを思い浮かべております。

瀬戸委員

仕様書の中にいろいろ、最低限やらなくてはいけないイベントとか書いてありますよね。そういうものも含めて、今課長おっしゃただけじゃないと思うんです。いろんなものがあるかと思うんですけどね、その中で文化の振興、の主体者、担い手はどなたですか。

生涯学習課長

市民だというふうに思っております。

瀬戸委員

今回指定管理者を決められるにあたって、市民の方に今の文化会館の利用、飯塚市の文化ですね、地域文化に閉塞感を感じたりとか、その不服、とんでもないと今の文化事業団にはさせられないとかそういうアンケート調査とかを幅広くとられましたか。

生涯学習課長

合併してそういう市民全体に問いかけるようなアンケートは行っておりません。

瀬戸委員

行政側からもっと質の高い文化をよそに任せればできるんじゃないかと、そういうことで始められたわけですか。

生涯学習課長

多様化する、高度化するサービスのニーズ、市民の要望、いろいろなものが時代とともに変わってきておりますので、そういうことを総括してノウハウの持っているそういうところにお任せしたほうが市民にとってもいいサービスが提供できるのではないかというふうに考えております。

瀬戸委員

それでは今まで任してきた文化振興事業団はできなかつたと、だめなんだと。先ほども言いましたようにね、今指定管理者のいろんな問題が出てきています。その中でそういうことを踏まえて、今どうあるのかと全国的に指定管理者が。指定管理者を取り入れられている県、市町村、いわゆる地方公共団体、これは公共施設で取り入れられているパーセンテージがわかりますか。この文化会館等において。

生涯学習課長

文化会館ということで調べておりませんが、公の施設ということで全国で61,000施設程度あるというふうに、これあくまでもインターネットで調べた情報なんですけどそういう数が出ております。

瀬戸委員

私もちょっと調べてみたんですけど、このごろ指定管理者制度が導入されるようになり多くの県を初め市町村が指定管理者を導入された例がありますと。公立文化施設の指定管理者導入状況は社団法人全国公立文化施設協会が調査をしていますと。2007年10月現在、2007年ですねこれ古い、今現在のはないそうです。まだ出てないそうです。導入が2,197館中954館、43.4%。それと地方自治総合研究所が実施した調査に回答した36都道府県集計ではすべての公の施設260,000余施設のうち、40,000施設、15.6%に導入がされていると発表されています。その指定管理者はですね、公共的団体が75.4%、民間業者9.9%、複数の民間事業の共同体が6.8%、NPOが3%団体ですね。公共的団体と民間事業の共同体2.9%、圧倒的に公共団体が多いんですよ。公共的団体が。いわゆる文化事業団、そのためにつくったんでしょ、館を管理するために。圧倒的に多い。そしてですね文化事業団をこれからどうされるつもりですか。今事務所は文化会館の中にありますよ。どうされます。

生涯学習課長

指定管理者の決定後、事業団の主たる事業が失われることになると思いますので、市の内部に設置しました文化振興事業団のあり方検討会では解散の方向を打ち出しておりますので、指定管理者の決定後には事業団にその旨を申し出るように考えております。

瀬戸委員

それではですね、平成20年にこういう立派な飯塚市文化振興マスタープランというものが出来上がっております。その中で、飯塚市文化会館を文化芸術活動の中心施設として事業を展開しますと。これは当然そうでしょう。そして文化芸術の振興を進めるためには各文化団体が相互に連携する必要があると。市を始めとし、飯塚市教育文化振興事業団、市民団体や企業などが一体となって文化振興を進める体制づくりを整理し推進を図りますと。これ作り変えますか、今から。文化事業団が入っていますよこの中に。20年に作った、まだ1年前。作り変えるんですか、これ。大きな役割を担っているわけですよ。文化事業団は。

そして中心となる文化会館を、これ一個ずつ聞いていきたいぐらいあるんですけどね。聞く
と他の方の時間が足りませんので聞きませんが立派なものですよ。独自でつくられたわけ
でしょう。コンサル任せて作ったんですか。独自でつくられたはずですよ。これだけのことをつ
くられた飯塚市が文化事業団を何で育てることができないんですか。立派に育てられますよ。

たったね、東京から、どっから来るかしらんけどどっちにしろこの中、内容を見ると全部委
託、委託、委託、委託じゃないですか、一部委託。掃除にしろ、警備にしろ消防設備にしても
何もかも委託でしょ。ただ行う文化事業とか、今から外に打って出るとか、そんなものはたく
さん今インターネットであるから勉強しようと思ったらできますよ。

あなたたちがつくった文化事業団を解散する。おかしいじゃないですか。いいですか。東京
本社だったら東京に利益を持って帰るんですよ。そんなところに僕はね、こっだけ立派な文化
振興マスタープランがあって、市と行政とですよ文化事業団がしっかり手を組んでやればこん
な点数とか関係なしに、たった何点差ですか。もしこれがね、文化事業団が252点だったら
12点ですよ12点。これがね120点ぐらい差が開いているとかいうんだったらわかります
よ。こんな差埋められるでしょ、頑張れば。直営になったって前の指定管理者からいえば
500万円ぐらいしか変わらなかったでしょ。文化と福祉には金がかかると言われているじゃ
ないですか。これは、今問題点になっているのは行革の対象にすべきじゃないと書いてあるん
ですよ。やはり経費削減の対象にしてはいけなないと。おかしいと。今言った市民が主役ですよ。
その市民に何もアンケートをとらないで、そして指定管理者制度が決まったから、はい指定管
理者入れましょう。はい点数が12点高かったから、はいここに決まりました。

じゃあ言いますけどね、選定委員会の選定委員さん、いろんな専門性を持ってある方だと思
います。そしたらですね、いわゆる管理運営業務、80%はそうですね、管理運用業務。清
掃・警備・保守点検。小さな修繕とか、受付、案内、駐車場管理など施設のハードに関するこ
とが多いですよ。その業務をどこが最も的確に効率的に行う能力あるかと、だれが判断したん
ですか、そのプロは誰ですか。選定委員の中でどなたがそのプロだったんでしょう、施設の管
理において。どの方がプロですか。

企画調整部長

どの方がプロかというようなご質問でございますけど、このあたりについてはそういうふう
に学識経験者もおりますし、またこの文化会館、いわゆる地域の文化振興に対して有識者もお
られます。それから当然、私。市の職員、企画調整部長でございますからそこらあたりで十分
皆さん方が持ち合わせていっておるということで評価をいたしております。

瀬戸委員

いいですか。僕が聞いているのはその会館の、いいですか、業務、どこが最も的確でかつ効
率的に行う能力はあるか、その専門家があらんと評価できんでしょうも。そしたらですねこれ
書いてありますけど、音楽や演劇の評論家とか公演を企画して実施する、それは今までやって
きた経歴とかね、経過を見ればわかると思いますよ。そしてその会社から派遣社員が来る、会
社の社員が来るわけでしょうけども、そういう企画なら企画、計画なら計画、芸術だったら芸
術、それぞれの専門家がいなくてきちんと評価できないでしょう。どう思います。

企画調整部長

したがって、いわゆるこの文化会館、これの中身についても精通なさっていますし、こ
の飯塚市内の地域の文化芸術にも精通なさっています有識者2名という方をこの選定委員会
の中に入れてあります。当然私も市の企画調整部長でございますからそこらあたりは全体に把握し
ているということでございます。

瀬戸委員

運営管理を部長されたことがありますか。館の管理をしたことありますか。実質的にやって
いる方じゃないと小さいことわからないでしょう、そういう方が選定委員に何で入っていない

かと私は聞いているんですよ。だって館の管理が80%でしょ。いいですか、先ほど言った総務省の件、あのですね総務省は言っている留意事項とは選定委員について選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家が確保されているか、それを問うてあるんですよ。それぞれに専門家がきちっと用意して選定をしているかと、そういうこと言っているわけですよ。

そしたらあなた達ね、今ね、あそこ飯塚記念病院、自治医大に任せています。誰が医療が適切に行われているか、飯塚市に誰か専門家いますか。誰か行政に一人でもいるんですか。だれが評価するんですか。文化会館も一緒ですよ。じゃあ、あなたたち芸術家がどっかいますか。あなたたちはモニタリングする役目があるでしょう、市は。当然任せるわけですから。選考して任せるわけでしょう。じゃあ、その専門家がいるわけでしょ。だれか評価するんですか。自主評価なんてあてになりませんよ。自主評価は外部評価してもらいますって言うかもしれないけどね。

あなたたちは市民の、市民から任されているわけでしょ、私たちも然り。それを市民にどれだけのサービスが提供されているか、福祉の向上につながっているか、この文化会館においては文化会館の、その文化に対して市民がどれだけの満足感を得ているかと。いろんなものを総合して判断できる専門家がいないとモニタリングなんかどうするんですか、評価は誰がするんですか。任せきりじゃないですか。僕はだからおかしいと思う。まだまだね、まだ早いまだまだもう少し慎重に検討しないといけないんですよ。せっかく文化事業団に4名も新しい方を入れられました。文化に精通してあるということ。それから何カ月経ちましたか。何ヶ月経ちました。

生涯学習課長

4月1日の就任から、公募期間、7月、8月まで4、5、6、3ヶ月から4カ月程度だと思います。

瀬戸委員

でしょ。それでせっかくまた文化事業団を新しくしようと、マスタープランの中にも載っている文化事業団ですよ。それを作りかえろうとしてやったことが何にもなってないじゃないですか。そんなことでね、はい、もう入れかえてさっと、この評価点において評価して、はい負けましたと。その方達にも失礼ですよ。だから私はこの文化事業団は今さっき言われたね、その廃止するかどうかと。するんだったら、この飯塚市の20年度にでき上がった飯塚市文化振興マスタープランは作り変えないといけないです。根本的に。それをまず指摘しておきます。ここで一度休んで次の方に回します。

松本委員

今選定委員会のことからいろいろ文化事業団のところまで、またバックしてまいってきました。19年に否決をされたその理由としてさっき4項目ぐらいでしょうか、挙げられました。選定委員さんをいろいろもうちょっと増やしてくださいとか、文化に精通したところから選んでくださいとか。その中でこの文化事業団の今後の姿が見えてこないというふうなご答弁があったかと思えます。今後の姿が見えてこないというと、今度この前の答弁では今回の選定にもれたらなくしますということが出てきました。しかし、この19年の否決になったときには今後とかではなくて今、瀬戸議員が言われていますが今の事業団の位置づけ、飯塚市にとって事業団とは何ぞやと。だいたいどう考えているのかということが一番この4点挙げられた中では大きく皆さん方に投げかけられたボールであったというふうに私は思いますが、どのようにお感じになっておりますか。

生涯学習課長

事業団の役割としては市民の教育、文化活動の振興を図るとともに教育文化施設及び付属施設等の管理運営の受託並びに当該施設の整備を行うことにより個性豊かな地域文化の創造発展に寄与するというふうに思っております。

松本委員

いやいや、もうそういう立派なご答弁を求めているわけではありません。みんなわかっています。だから否決になった後、飯塚市にあるこの文化事業団を市としてはどのような位置づけで今後やっていくのか。それが大きく問われた原因の大きな柱だったと思うんですが、そのようにはお感じになりませんでしたでしょうかということをお尋ねしています。

生涯学習課長

18、19は指定管理で行ったときについては2年間、公募によらない随意契約という形で力をつけさせる。そういう意味合いでさせる、事業団が指定管理を行いました、そのあとは公募による指定管理者制度が導入されておりましたので、今回このように結果になったことについては事業団自体が力を付けて、その2年間で力を付けてこれなかったし、さらに否決後の20年度、21年度、直営において文化会館が運営された次期においても、直営の時代については自主文化事業については生涯学習課の方で実際やってきたし、事業団については施設の管理・運営のみでありましたので、今後こういう時間、経過を置いたとしても自主文化事業等をやっておりませんので時間を置いたとしても、力はついてこないんじゃないかなと思っております。

松本委員

あのですね。今のご答弁はですね、私が聞いている趣旨とは違うと思いますが。私は19年にですね、議会で否決になりました。そのときに、さっき言われたような、4項目のようないろんな理由があったわけです。その中の大きな柱の1つが文化事業団、ここの位置づけをやはり行政が、飯塚市がどのように考えているのかという大きい柱があったと私は認識をいたしております。だから、その認識は共通の認識であったでしょうかということをお尋ねいたしています。

生涯学習部長

これまで事業団が文化会館の設置趣旨に沿って努力されてきたことは私も認識しております。それで否決されたあとに私たちも当然、指定管理者制度というのは、もうこれは、ある程度方向が決定しておりましたので、指導ですね、助言をしてやはり何らかの力をつけていただいて次回ある指定管理者制度の導入に向けてまた応募していただきたいという形で市としても頑張ってきたという状況でございます。

松本委員

市としても頑張ってきたと。どの辺を頑張られたんでしょうか。先ほど瀬戸議員が言われておりましたけれども理事さんのメンバーを替えられたりですね。いろんなことをされたんだろうというふうに思いますが、これもさっき、前々回ですか指定管理の中でいろんな答弁の疑義といいますかね、したところですが、その3カ月ぐらいしか経っていないような状況の中で行政が本当にここをやり変えないかと。変えていこうというふうに本当に思われたのか、そういったその会議があったんでしょうか、お尋ねいたします。

生涯学習課長

20年度は特例により直営となっておりますが、業務につきましては先ほども言いましたけど、自主文化事業が市の文化振興係、まあ生涯学習課でございますけど、施設の管理運営は文化事業団となっております文化事業団は20年度において文化芸術に関する業務は行っておりません。21年度も同じ状況となっておりますが今回の提案にあたって前回応募時に在職された3人の理事さん及び事務局長も残っておられましたので、前回の反省も踏まえ調査研究する時間はあったというふうに思っております。

松本委員

それが、皆さん方と私との違いです。はっきり申し上げて。その間にそういった形が本当にとれるのか、本当に行政がその形を取ろうとされておられるのか、私は今回今後の事業団の姿

が見えない、今回の指定管理にもし漏れた場合には事業団をなくすと。ここだけは鮮明にわかります。しかしその前の事業団をどうしていくのか、そういった論議がなさずして、また今回同じようなことをされる。ぜひ事業団の位置づけを行政の方で位置づけてください。要らないなら要らないでいいんですよ。それだったら事業団を先に失くして、選定に私は入るべきだというふうに思います。仕事もしていない、今言われるようにですよ。事業団は2年間何をしてきたんですか。

生涯学習課長

その前に、先ほど事業団のあり方について何も検討していないんじゃないかというご指摘ございましたので、その点について答弁させてもらってよろしいでしょうか。平成19年11月26日に飯塚市教育文化振興事業団のあり方検討会設置要綱というのを制定しております。それに基づいて市民の教育文化活動の振興を図るとともに教育文化施設及び付属施設の管理運営の受託並びに当該施設の整備を行うことを目的に組織された飯塚市教育文化振興事業団の今後のあり方を検討するために飯塚市教育文化振興事業団のあり方検討会が設置されております。検討会の内容につきましては、事業団と行政の関わり、地域文化の振興への貢献、代替機能など指定管理者の選定に漏れた場合、選定された場合、選定されなかった場合の将来のあり方も含めて5回ほど検討会が実施されております。

松本委員

5回のその委員会が開かれた。その中では文化事業団は飯塚市にとってやっぱり大切な事業団であるので育てていこうという結論に達せられたのか、いやいや、もう事業団のお役目というのはあるし終わったよと、だから次のことを考えていこうじゃないかというふうになられたのか。どうなんでしょう。お尋ねいたします。

生涯学習課長

最初に申しましたように、選定に漏れて指定管理者にならなかった場合については解散するほうでお願いするというような方向づけがされております。

松本委員

違うんですよ。選定にもれたらなくしますよとか、そういうこと聞いているんじゃないです。事業団は飯塚市にとって、文化にとって、うちの文化にとって本当に大切なものであるからこれを推進して育てていこうとされたのか、そういうお考えになられたのか、いやいや、もう、ということはですよ、課長の今ご答弁から私が察するに、いやいや、もう役目を終わりましたよと、今回の指定管理に手は上げましょうが上げて漏れた場合はなくなりますよと。そのような判断であったのか、どういう判断であったのかをお尋ねしているんです。漏れたらなくすとか、そういうことを聞いているんじゃないんです。

教育長

事業団についてでございますけども、設立の趣旨からして、事業団はすばらしい機能を持った文化会館を維持管理し市民の文化活動のやっぱり拠点になっていくということだったと思います。そういうことで特に15年間是一所懸命がんばってきた団体だというふうに認識しております。

17年に指定管理者という制度ができて、直営でいくか指定管理にするかという二つの選択が迫られたときに旧飯塚市の段階ではございますけれども、文化会館条例を改正して、そして文化会館は指定管理でいくということが決められました。当然指定管理の場合は公募か非公募かという形にこうなってくるわけでしょうけれども、ごめんなさい、ちょっと頭が混乱していますけれどもそういう形で指定管理を導入するということになったときに事業団については2年間については、とにかく随時契約して、随契をしてそして2年後に公募に耐えられる力をつけていくというのが、そういう条件つきで2年間の特例が、条例が設置された。特例で2年間を過ぎたというふうにこう思っております。

そのときにやっぱり事業団に対しては市としても頑張ってもらって2年後に指定管理になれるような力をつけてほしいという願いがあったと思います。それはその後もずっと気持ちは変わってないと思っています。ただ2年後に公募ということがありましたので、公募に事業団としても応募していただきました。ところが残念ながら結果としてご承知のように選に漏れたという現実がございますけども、その後直営で2年間過ぎました。

もともと事業団は今まで文化会館を守り育ててきたということがあります。ありますけれども公募をして競争させようということが17年の段階で、決まった段階でやっぱり事業団にはそれなりの力をつけてもらいたいということがあったと思います。併せて民間の力と、いわゆるどうかというやっぱりそういう比較をする、そういう時代の流れが、それを受けとめてそういう文化会館は指定管理者制度を導入したと思っておりますので、事業団がうまく選に19年度の段階で漏れたということについては、ほんとに力がつけてなかったのかなという感じは持ちました。

最終的なところは、否決されたことは別として2年間ですね、2年間のあいだ何もしなかったのかというふうに言われましたけども、これはひいき目とか何とかじゃなくて、元々出資法人でつくった事業団でもあったわけでございますので、本当は独立した法人でございますからなかなか介入はしにくいんですけども、でもやっぱり住民にとって一番いい状況をつくっていただくということで行政側としても可能な範囲で一緒に文化会館で仕事をしていますので指導はしてきたところです。

そういう中で今回の改めての指定管理の公募に応募していただいたというふうに思っていますので、行政側としては事業団をいやもうどうでもいいよ、とかというような気持ちがあったわけでもないし、やっぱりそれだけの力、民間の力というものは今すばらしい力を持っていると思いますのでそれに負けられないような力をつけていただきたいという気持ちは実際あったと思いますけどもぎりぎり公募に応募してそれから先の選定というのは、これは我々の行き届くところではありませんので、それは選定委員に任せたとということでございます。だから何も手をこまねいていたわけではございませんのでご理解ください。

松本委員

今教育長が縷々お話がございました。17年ですか、旧飯塚ですね、やったときに私どもは文化事業団というのが大きな要因になってこの指定管理ということをやってまいりました。これはこの後に出てくる体育協会と私は全く同じではないかなというふうな思いをいたしておりますが、そして、その中で19年に否決になりましてその2年間自主運営といいますか、やったわけですが、そのまた事業団に、指定管理に参加をさせるといところまでも時間が足りないじゃないかと。文化というものについて文化事業団という位置づけをもう少しはっきりして、飯塚市の文化をどうしていくのが早く出してくださいということは再三申し上げたと思います。

しかし、その結果としては出てこずして3カ月前に理事さんの入れ替えがあった。このときもその3カ月ではどうにもならんんじゃないですかと。本当に力をつけたといところまでは行き着いてないんじゃないですかということも申し上げました。また、その前には指定管理に本当にこの条例は、指定管理にそぐうものとそぐわないものをも少し選定の中で協議をしてください。でないとなかなか財政的に、行財政改革のもとで指定管理というのは私どもも承知をしています。しかし、何でもかんでも指定管理というようにはなりませんよと。ぜひそこを考えていただけませんかとは私は質問でもいたしました。

しかし、この文化事業団のこの後しかできないとか、これは違うとかいうようなことで今回指定管理ということで手を挙げてまた同じ結果が出たというふうに思うんですが、皆さん方が文化事業団に対して今後のその姿を見せるというのは指定管理に落ちたから、あがりきらなかったからなくすということはさっきから言うようによく見えてまいります。しかし、その前の本当に行政が飯塚市の文化を担ってきた、また今から担おうとするそこにどんなふうな考えを

持たれているのかということが私にはどうしても見えてきません。これはですね。本当に落ちたらなくすということだけは高だかに言われますけれども、それ以外に私は本当にもう少し皆さん方の知恵とやる気があればできたんじゃないのかなと残念に私は思うんですがいかがですか。

生涯学習課長

平成15年9月の地方自治法の改正により公の施設は直営か指定管理者制度のどちらかで運営するというようになっております。それで市といたしましては文化会館の運営に当たっては市民サービスの向上と経費の削減を図るために平成17年9月の議会で指定管理者制度を導入したというふうになっております。今現在直営、これ特例条例の20年度、21年度、更新と特例条例でやっておりますが現時点においても事業団、特例条例上において直営、そのうち施設の管理運営をしていただいておりますが自主文化事業については市が直営で生涯学習課のほうで担当してやらせてもらっているんですけど、このままこういう状態を続けたとしても文化事業団については文化の振興について施設の管理だけでは、なかなか力がついてこないという状況がありましたので、できるだけ早く指定管理者制度をして力のあるうちに応募した方がいいのではないかなという気持ちもあります。

松本委員

それはあなた方の勝手な理論ですよ。私に言わせてもらえば。この指定管理か、どっちかにしなきゃいけないと。何か指定管理にしないといけないみたいな言い方をされますけども、そうじゃないんですよ。これも私はこの指定管理の質問のときにやりました。皆さん方の思いというのがどうしても私には見えてきません。さっきから言うようにですね。今回指定管理に手を挙げられて、また結果として同じことになるのではないですかということまで私は部長にも申し上げたはずですよ。でも、いえいえそうではありませんということで、今回ですよ。いえいえそうではありませんというのはこっちのいう台詞です。私はそういった形で見えてこないものですからどうしてもその部分が見えてまいりません。

教育長

15年の自治法の改正で指定管理が導入されるようになったんですけども、直営か指定管理かという2者択一だったんです。2つしかなかったもんですから、多分その中で17年は指定管理を選択されたのだというふうに思っています。

それで考えてみれば指定管理か直営かしかないわけで、ここ2年間は直営でやってきたということですけども直営でやってきて直営ですと行ったらですね、不遇が出てくるんですよ。法的にですね。結局今いわゆる管理部門をいわゆる事業団にお願いしたという形をとっておりますけれども、直営の場合は直接のいろんな直営ですから、いろんな維持管理のところについて直接的にやることは可能なんですけども、事業団を間に入れてやるということになったらそれは直営とはちょっと意味が違ってくるんで、やっぱり指定管理にならざるを得ないのかなというふうに思っています。

ただ、もちろんもう1つのやり方としては18年、19年言われたように随意契約というのも、これも指定管理ですからその選択はあるということはあるんですけども、だから2年間直営でやってきてこのまま直営をずっと続けていくということには正直言って無理があったんですよ。ですからもともと17年に文化会館は指定管理でいくという形になっておりましたし、それから2年後には公募でいくということも17年度の段階で決められておったわけですからそのまま文化会館は指定管理で、しかも公募でいくという形で進めてきたということでございます。特別の場合に、非公募というのがあるんですけども、それはあくまでも特例というふうに考えております。

田中委員

今いろいろと質問がありましたけれども、やっぱり18年、19年、公募に負けただけの

力をつけるための猶予期間があったわけですね。19年に否決をされて、直営で事業団に委託をされた。それからまた2年間は力をつける期間が十分あったんでしょうけれども、力をつけられなかった、力をつけさせることができなかったというのが大きな問題であろうと思っております。

そこでお尋ねしたいんですけども、指定管理者への以降のメリットとして、先ほど課長も言われましたけれども市民サービスの向上と管理経費の削減というものが大きなメリットとして挙げられていると思いますが、この評価書を見る中で市民サービスの向上というのが大きなところに当たるかと思いますが、ほとんどの点に、大きな の特にその中の2のサービスの向上策というところに当たるとと思いますが、この向上策をみましたら今回選定されましたコンベンションリンクージュを含めましてA、B、C、全部差がないですね。特にこのコンベンションリンクージュを選定されたサービスの向上というのは、具体的にどのような提案が出されたのかお尋ねをいたします。

企画調整部長

はっきりした記憶はございませんけど、今皆さん方にご提示してあります提案書の中に若干ある部分につきまして、私が記憶している限りでご答弁申し上げます。

まずこのコンベンションリンクージュにつきまして市民、利用者の本位のサービス向上策としまして舞台芸術相談サービスで芸術文化に関するあらゆる市民の皆さんからの質問に対してプロの立場から助言アドバイスをしますというようなご提案の内容が一点あります。それからいわゆるこの文化会館に頼めば何でもいわゆるご相談に応じます。1カ所で相談すればすべての相談事が叶いますというようなワンストップサービスの提供によって市民サービスの向上に努めますと。それからあらゆる年代の方々に快適にこの施設を利用いただくために施設のバリアフリー化とか託児サービス、ここを実施しますというようなこともご提案なされています。それからもう一点としてこの民間の事業者の中に運営協議会を設置しまして、そして利用者それから観客等の皆さんも含めたところでの運営協議会を立ち上げていわゆる指定管理者それから市、利用者の方々とこのいわゆる意見交換を行いながらこの施設の管理運営に努めていきます。反映させていただきますというようなご提案内容があったかと私は記憶いたしております。

田中委員

今部長が縷々述べられましたけれども、しかしながらさっきも言いましたようにA、B、Cまたコンベンションリンクージュ、全く差がない点数になっております。そのような中でこのコンベンションリンクージュのご提案が他のA、B、C、3つと比べて優れていたと部長は個人的に思われますでしょうか。

企画調整部長

あくまでも選定委員の1名という判断のもとでご答弁させていただきます。このように結果的にコンベンションリンクージュがこの4社、いわゆる第1順位から第4順位まで点数は12点という開きでございます。特に第1順位と第2順位は4点というような僅差でございますが、このコンベンションリンクージュがの中で優れていたというふうに私も感じ取っております。

田中委員

部長は個人的にはコンベンションリンクージュが一番優れていたと思われるということですが、先ほどの永露委員のこの10段階評価というものを導入されれば、恐らく差がついていたのではないかという気もいたします。

ですから、例えばこの評価の中で5点という評価をいただいたところも、7点に近い5点もあるでしょうし、3点に近い5点もあると思います。これが10点満点できちっと評価をすれば7点に近い5点は6点という点がついたでしょうし、3点に近い5点は4点という評価がついたと思います。そこで差が当然出てきたと思うんですが、先ほどの今回のこの1点、5点、7点10点か。という評価の中では差がつかないかと思っております。そういった意

味では、やっぱりこの10段階の評価というのをきちっとやっていただきたいと私も思いますし、またこれも先ほども言われますように、今部長はここが一番優れていると思ったと。でも他の委員さんは違うところが優れていたとあっていらっしゃる方も当然あると思うんです。そういったふうなことを考えましたら、それぞれの方のそれぞれの点数というのは当然これは必要ではないかなと思いますので、ぜひそのような選考を今後検討していただきたいと思います。

それから先ほどに言いました、メリットの2点目としての管理経費の削減ということでございますが、これはもう鯉川議員が何時か前になりますか、5時間前ぐらいに質問されましたのもうかなり過去のことでございますけれども、確かその中で記憶している限りにおきましては直営の場合は1億4千百十何万円だったかと思います。今回、この提案では1億2540万円だったと記憶いたしておりますが、このご提案というのは、この1億2千5百何十万円というのは、コンベンションリンケージがご提案されたと思います。A、B、C者それぞれもご提案されていると思うんですが、金額は結構ですから、それぞれ提案されているんですよ。

生涯学習課長

それぞれ提案されております。

田中委員

それではそれぞれ提案されている管理コストの中で、これは評価表としては、私が見ましたところ、大きな事業収支計画に関する事項、下から2段目、大枠の2段目のところの5番、4番目か、独自の工夫等により経費縮減が図られているかというところの評価でいいんですか。この点はいかがでしょう

生涯学習課長

その項目でよろしいと思います。

田中委員

その項目でいいということであれば、当然ここでコンベンションリンケージが7点、あとABCはそれぞれ5点ということで、コンベンションリンケージが一番金額が安く提案されたということで、そういう理解でよろしいですか。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

田中委員

それでは先ほど瀬戸委員の方から総務省の指定管理者次期指定に向けた留意事項ということを紹介をされまして、その中でも言われましたように、経費節減に偏りがちな傾向について警鐘が鳴らされているというこのような留意事項が紹介されました。この評価表を見ますと、先程言いました独自の工夫等により軽費縮減が図られているというのが、ここだけが7点であと5点ですが、これ例えばこのコンベンションリンケージが5点だったとします。例えばですね。でA者が7点だったとします、これが入れ替わっていたと、一番安く提案したとこはA者でしたという場合には、当然合計点数が変わってきますね。そういう場合でも、この合計点数で選定というふうになるだろうと思いますが、その通りでよろしいですか。

委員長

もう一度お願いいたします。

田中委員

先ほど瀬戸委員が紹介をされました留意事項の中で、ただ単に経費を安く出したところだけで選んではいかんよという留意事項ですね。そういうことを注意してやってくださいということです。ですから例えば、今回のこの経費の提案が、コンベンションリンケージが一番安く提案されていなかったとした場合ですよ。例えばA者でもB者でもC者でもいいんですけど、そちらの方が安かった場合においても、最終的にはこの、さっき言いましたこの項目の、独自の工夫等により縮減を図られているかという項目の点数が変わるだけですよ。例えばAが一

番安ければAは7点になったはずです。例えばもっと言えば、コンベンションリンクージが一番高く、コンベンションリンクージが例えば3だったとした場合でも、最終的にはこの合計点数ですよね、この合計点数によって選定をされたんだろうと私は思いますが、そのようなことでいいですか、言いますように安いところを選んでということではないんですねということをお聞きしているんです。

企画調整部長

そのとおりでございます。

佐藤委員

また要望書に戻ったら、まわりの人から怒られそうなので、自分の要望書に対する思いだけ言わせていただきます。生涯学習部長が要望書をどういう理解するかって聞いたらですね、選定委員会の人が頑張ったということを書いてあるっていうことを旨を言われましてけども、私はどうしても議会に対する審議要望だと思っております。できたらこれは執行部で受け取るんじゃないくて、その文面読まれたときに議会事務局に議長あてに出してくださいというのが私は本来の姿だろうと。この文書の文面からいったらですね、そう思っております。またこれは懇談会するという事なんで、いろいろな思いを聞かせていただきたいと思っております。それと昨日本会議で出ておりました、市報に対するこの指定管理者の記事ですね、その件についての私は前回の委員会でも委員会で指摘したと思っておりますけども、その辺全然対処されていないんですけども、そのことについてお聞かせください。

生涯学習課長

先日の本会議の議案の質疑の中でも言いましたように、ホームページに掲載いたしましたので、ホームページを見られない方もおられるということで、市報にホームページの概要のみを掲載して、選定委員会の結果をご報告をいたしました。

佐藤委員

2年前の委員会のときにも、そうやって市報に載せて、議決を受ける前に載せるのはおかしいんじゃないかという論議がっております。それで改めますという答弁もいただいております。それに対して改めなくて載せたことについての見解です。

生涯学習部長

ご質問委員が言われましたように、ご指摘は前回されております。それで、私の方も市報に載せる際に、そのこのところの注意、指定管理者の候補を選定したという言葉が非常に市民にとって紛らわしいということでのご指摘があった中で、今回は市報に載せる際にそのこのところをチェックして表現を変えろとか、また載せないとかいうことをしなければいけなかったところを、前回は載せたとおり今回市報に載せております。ほんとに申し訳なく思っております。

佐藤委員

前回も委員会で審議したものとして、こういうことが続いております。ここでは言いませんけれども、事業団に対する今回は解散ということですけども、できたら前回も解散してですね、私は再提案するべきだったんじゃないかと、その間に執行部の意見が非公募になったりですね、その非公募を取り消したり、そしてまた今度公募してしたり、二転三転してするところに私はもうここは疑義をもっております。その辺だけ伝えておきます。

今回指定管理者、この評点のところでききますと、市が文化会館に対する思いとか理念の部分の項目は、この分のどれにあたるかと考えてよろしいでしょうか。わかりにくかったら、言います。どこを聞きたいかといいますとですね、次に関する体育施設の部分は、公募範囲を狭めてあります。これは、全体にしてあります。その違いはといいますと、聞いたらですね自主文化事業が主になっているからと、そういう部分で地域指定をしてないんだということ聞いたんですね、そしたらその自主文化事業というのは市が文化会館に対する思いとか理念を述べてあるところであろうという部分も含めて、どの部分かということをお聞いているんです。

生涯学習課長

この選定評価書で申しますと、一番下のその他提案特色に関する事項の4、5、6、7あたりがそれにあたるというように私は認識しています。

佐藤委員

点数が、私はそれだったら少な過ぎるかなと思うんですね。その要因が、地域指定をしないかするかの範囲になっておるんですね、でしょう。体育施設でも私思うんですけど、地域指定しなくても、例えばプロのスポーツ選手が今引退されてNPO法人をいろいろつくられております。そこに任せればですよ、いろんなスポーツの事業ができるんですよ。でも、いやスポーツ施設は、管理が主だからと、文化会館は自主文化事業が主になるから、どこの点数が、どの点を指して主になっているんでしょうか。企画調整部長、その辺お答えください。

企画調整部長

今回の選定評価につきましては、午前中からの答弁の中でも申し上げていますようにすべての項目にわたりまして10点満点の5点評価ということにさせていただいております。今ご指摘のように、この最後の末尾の分から、4点目が、先ほど担当課長が申し上げましたけども、こちらあたりに少し重きを置くべきじゃないかというようなご質問かと思いますが、今回はこのような形で選定結果を出ささせていただいたということでございます。

佐藤委員

長々とここで論議するつもりはありません。もう意見の相違ですね。先ほど部長は、永露委員の質問に対して、これの細分化できちんとした項目をつくるというようなことも言われておりましたけれども、前回の否決理由に評点が低いということは上がっているんですね、前回の理由に。それでここで改めると言われるのであれば、もう改めとってしかるべきだと思います。ここも地域指定をせず、自主文化事業を重んじるということであれば、もっとこの点数をふやすべきです。ここで言っときますけども、意見の交換するつもりないですけど、1、2年後に増やしたりせんでくださいな。せんでくださいよ。これだけ市を二分して、いろんな思いをして、2回目出した指定管理者の議案なんですよ。これが終わったら、すぐこれふやしたりせんでくださいよ。そのへんだけ申し述べときます。それと前回問題になっていたんですけども、例えば事業団じゃないところが取るとなると地元雇用はどうなっているのかという論議がございました。その辺は、今回どうなっていますか。

生涯学習課長

きょうお配りしております委員会の附帯意見に対するコンベンションリンクージの回答の一番下5番目の項目に、業務の一部委託云々という附帯意見に対しまして、地元の雇用については、地元のを優先する。また研修を重ねて文化会館で地域の芸術文化を支える文化プロデューサーに成長させる。そのようなことが書いてあるし、業務委託の場合についても地元飯塚市内の業者を優先するというふうに記載されております。

佐藤委員

前回の委員会のときにもそういうことで論議になったんですが、市としてはそこまで縛できないと、お願いしますということをするしかできないということだったんですが、今回はさらにそれから1歩進んだという認識で考えてよろしいでしょうか。

生涯学習課長

これをいただいたときに、コンベンションリンクージの方とお話しして、この内容の確認をしたうえで、他のコンベンションリンクージがしてある施設、類似施設の雇用、それから市内業者への発注あたりについても伺いましたが、これと同じようなことでやられているというふうに伺いました。

佐藤委員

専門的な知識、技術とか持たれてある職種があると思うんですね。事業団がやっぱだめって

いうところに前回の委員会でも論議になったのが、技術的にちょっと足りないんじゃないとか、他の技術を入れたらいいんじゃないかというところがありました。その専門的技術とか知識、舞台装置とか音響、特殊な部分ではどう考えられてあるんでしょうか。

生涯学習課長

今言われた件に関するコンベンションリンクージの提案でございますが、舞台担当者6名、これはうちの方で仕様書の中で要求している数字ですけど、この6名について常勤1名の舞台技術者と非常勤5名の音響照明有資格者を配置する提案になっております。

佐藤委員

それでは、コスモスコモンが建設されたときに、やっぱり地元の文化を高めるため、そして嘉穂劇場とも連携をとって文化を高めるという趣旨もあったように聞いておりますけれども、そのことについては、これももう私短い時間ですから全部読んでないんですけども、どういうふうな提案がされてあるんでしょうか。

生涯学習課長

提案事業その他文化事業計画を実施するにあたっては、地域の歴史的文化施設である嘉穂劇場との連携を優先的に考えてあるというように提案書に記載されております。

佐藤委員

そしたら、嘉穂劇場ともきちんと連携をとってくれるということですね。わかりました。ただですね、先ほどこの会議の議事録は出せないと、今回これだけ出してですよ、前回の委員会の時は朝から出してあったんです。そしたら当然僕は出すべきだろうと思います。この短い期間でこれを見て、この差がこの点数と結びつくかという根拠が私にはまだ理解できません。先ほども申しましたように、この点数の配置に対してもやっぱり自主文化事業を重んじるのであればもっと高い点数をとらせるべきだろうという自分は思っていますんで。これを見る限りですね、このコンベンションリンクージがこの点数なのかどの点数なのかということがわかりませんので、ケイミックスの自主文化事業はものすごくいいように感じるですね、個人的には。その辺の違いとか最後に、もし部長、思いでいいですから何でこの会社が選ばれたのか、総体的にどういうことでよかったのか、総体的にだけお聞かせください。

企画調整部長

総体的にという質問でございますが、ここに記載していますように、下から4項目、これは地域の文化に根差した、いわゆる地域文化振興ということでございます。ここについてはもうご覧のようにコンベンション、A、B、C、大きな大差はないということですのですべての項目にわたって評価した中でやっぱりコンベンションリンクージが一番この文化会館を担って、そして地域の文化振興、そして市民に文化を伝えるという意味合いからして優れていたというふうに私個人では評価をいたしております。

佐藤委員

そうですね。だから、ここでは大差ないわけですね。その代わりに、地域指定をしない主な要因は自治文化事業と言われてあるんですね。その違いが私には本当にわかりません。今日きてですよ、だから前回の委員会もこういうきちんとした提案をするときには、9月議会にしたらどうですかと、3カ月ぐらい審議してですよ、きちんと審議して余裕をもったらどうですかということも私は再三再四、この委員会でも言いました。でも今回のことです。そして今日可決しないといけない、今議会中に可決しないといけない。4月1日からでしょうから。親切的な審議してもらおうよという要望書は受け取っています。あなたたちの姿勢が私には全く理解できません。終わります。

瀬戸委員

先ほど申し上げました指定管理者、公共ホール等文化関係施設は、指定管理者は公共的団体が75.4%と全国的な数値が上がっています。それで一番、この飯塚市がつくった先ほどの

マスタープランですね。その中でいわゆる継承されてきた文化芸術を地域で発展させたり、広く飯塚市全域で融合発展させ市民の創造的文化芸術活動の推進や文化施設の体系的な整備などを図ることがございます。例えば指定管理者さんは、5年間しかおられないわけですね。次に入れかわったときには、また新規。引継ぎ程度のことはあると思いますけれども来られた社員さんも全員今と、まあ文化事業団がなくなれば文化事業団の社員さん全員ね、どうなのかわかりません。新しいリンケージさんにとられる方もいらっしゃるのかもしれないけど、おられなくなるんですね。そしたら、当然今回の会社がとったとしても次の指定管理で落ちればおられなくなる。そうすると、文化の継承とか長期的な文化が望めないと思うんです。これは飯塚市の、先ほど何度も言いますように文化振興マスタープランが、立派なものができあがっていますよ、これをしっかりと行政と私たち市民と、それと当初、目的でつくられた文化事業団と一緒にやっていければ僕はできないことではないといまだに思っています。それで今お聞きしました長期的な文化振興ネットワークを今の指定管理者さんはできるのでしょか。

生涯学習課長

まず、結論から申しますとできるというふうに認識しております。5年間の指定管理に当たっては飯塚市の文化芸術振興を推進していただく事業を行うように指導していきたいというふうに考えております。また、5年後、先ほど言われましたように、また新たな指定管理者を公募する場合にも今回と同様に文化芸術に精通し実績のある法人、その他の団体を資格要件としたいというふうに考えておりますので、そういう中で選定された団体は質の高い文化芸術事業を提供できるというふうに考えておりますので地域の文化についても十分に担っていけるというふうに考えております。

瀬戸委員

それは思っているだけで、あなたが思っているだけでしょ。長期的な視野にたったそういう事業を実施ができていないところが多いと書いてあるんです。全国的に。困っていると。今よそはちょうど再指定の時期に来ているわけですよ。そういうところが非常に多いと。だから直営に戻しているところが多いと書いていますよ。調査では、それでもね、そういうことが書いてあるのにあなたは自信を持って言われているけど、そういう問題点がたくさん出てきているわけですよ。何でそこまで自信持って言えるんですか。

生涯学習課長

お持ちであります文化振興マスタープラン、これに基づいて実施計画を来年度策定するように予定しております。この策定の中にも文化振興審議会のご意見もありまして、指定管理者も一緒に入っていただくようになり、飯塚市のいろいろな文化、伝統文化等を調査研究しながら飯塚市の新たな文化に対する実施計画も一緒につくっていくという計画を持っておりますので、そういうことからいけば一緒に行政も文化団体と審議会、いろいろなところにも共同して飯塚市の文化をつくり上げていきたいというふうに考えておりますので、やっていけるものというふうに考えております。

瀬戸委員

実施計画はどのくらいでできあがるんですか。

生涯学習課長

22年度でつくり上げる予定にしておりますが、一応計画としては22年度中に策定し終える予定に考えております。

瀬戸委員

23年ごろから施行すると。そしたらもう指定管理者さんは来年度からやると22、23で後3年残っていると。でき上がってから3年の残っていると、期間的に。そういうふうにいるんな市民団体の方、先ほど言われた文化芸術に秀でた方、専門家の方も入って作られると。その文化会館を管理運営していく指定管理者さんは5年したら変わる可能性は十分にあるわけで

しょう。引き継ぎ期間というのはどのくらいあるんですか、指定管理者が今度決まったら。

生涯学習課長

今回で申せば3カ月間という形になります。

瀬戸委員

とても3カ月間で飯塚市のそういう承継された伝統文化とかそういうものが引き継ぎができると思わない。私は、それでもたった点数の何点かの差で新しくところを連れてこられようとする意味が全く私わかりませんが、一応ね、そういう問題が全国的にたくさん起きているということをもう少し勉強して調べてみてください。以上。

田中委員

さきの委員会でも質問させていただきましたが、このコンベンションリンクージに対する附帯意見に対する対応の中で、一番最初の部分ですが、音響照明等のスタッフは大変重要であるため専門的な専属の技術スタッフの確保に努めることという意見が出されて、それに対する答えが出ておりますが、先の委員会で現在の音響照明は市内の業者が委託をしてやっているということで、そういうご答弁がございました。そのような人たちを附帯意見の5番目に地元業者育成の面から業務の一部を委託する場合には市内業者を優先するように努めるようにという意見の中で、地元の飯塚市内の業者を優先させていただきたいというふうな答えも上がっております。当然、音響照明スタッフもそのような対応されるのでしょうかという質問に対して、そのようにお願いをしておりますという答弁が確かあったと思います。

しかしながら、ここにもありますように音響照明等のスタッフというのはやはり重要でありますし、すぐれた舞台、ここにもありましたように優れた文化技術を鑑賞機会を創出するためにはやっぱり音響照明がかなり大きなウエイトを占めると思いますし、そこが大きなそれぞれの企業の特色だと思っております。このコンベンションリンクージはそのような音響スタッフというものは揃えてあるのではないかと思います、その点の確認はされていらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長

専属のスタッフについては数名おるといことです。ただ今ここにも書いてありますように基本的には地元のスタッフ、地元のそういう知識を有した方を優先的に採用して、そこで長く働いていただけるようなシステムを構築されているというふうに伺いました。

田中委員

確認でございますが、今音響照明のスタッフ、委託されている業者はそのまま残られる可能性は強いというご判断でよろしいのでしょうか。

生涯学習課長

あくまでも働いておられるスタッフの方の希望を聞かれた上で、優先的に希望されるのであれば雇用したいというふうに伺っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 42

再 開 15 : 54

委員会を再開いたします。

討論はありませんか。

田中委員

最後に市長のお考えをお聞きしたかったんですけど、質疑を終結しましたので。私はこの議

案に対して賛成の立場から討論させていただきます。先ほども述べましたように、事業団が力を付ける期間は十分にあったわけでございます。その中で、力をつけきれなかった、つけきれさせなかったというのは、やっぱり一番大きな問題であろうと思っております。公募をするというのはもう随分前に決まったことでありまして、この公募に向けて努力するよという言われていたんですけれども、このような結果になってしまった。公募で選定した以上は、これは点差があんまりないということも確かにありますし、合計点数がコンベンションリンクージでも60%という、決して高い点数ではないと私個人的には思っておりますが、言いましたように公募である以上は、これはしょうがないことかなと、このように思って、反対をするものはないかなというふうに思っております。以上です。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第146号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第147号 指定管理者の指定(飯塚市体育施設)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

スポーツ振興課長

議案第147号飯塚市体育施設の指定管理者の指定について補足説明をいたします。議案書の61ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする施設につきましては、飯塚市飯塚第1体育館他13の体育施設で、指定管理者・指定候補者につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が10月22日、10月29日の2回開催され、選定の結果 飯塚市体育協会が候補者に選ばれ、11月6日に委員長より市長に答申がなされました。管理を行わせようとする期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間です。選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので、省略させていただきます。なお、選定の結果につきましては、市のホームページで公表するとともに、12月の市報でも公表いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

基本的には、前の文化会館に関するものと重複するようなことになるんですが、再度確認の意味でお尋ねをいたします。私が頂いております、私が手に入れました資料によりますと、要するに5項目中ですね、1項目と4項目が基準点と言われるいっぱい点の数なんです。ただ、今回の場合、1団体ということで、相手が誰とかいうことではなくて、この団体が合格点を取らないとできないということになったわけでしょう。結論から言うとそうなんです。だから例えば、私たちが先ほども申し上げましたように、一番の指定管理者としての適性等については、50%を切るようなことになると、これはもう合格と認めるものではないというご意見も申し上げましたけども、例えば、5項目の中の二つが、それも一番私が大事であると考えております1番についても、やっと50%なんです。やっと、いっぱいいっぱいなんです。先ほど、部長はそれぞれの項目について点数を出していただいて、協議で決めたという、非常に私に言わせればあいまいな方法で決められておるわけです。ですから、うがった見方をしますとね、1団体しかないものを何とかして合格させないかと、そういう気持ちが働かん

でもないと思うんですよ。そこに「協議」というもので決められたんですから。そういう心配もするわけ。私は、そんなことはないだろうというふうには思いたいですが、はっきり否定してください。

企画調整部長

8人の委員の合議の中で決めました結果、420点満点のうちの230点、そして得点率が54.8%というような結果になったわけでございます。

永露委員

私がお尋ねしておるのは、確かに現段階では、1項目でも50%を切っても、総得点で拾い上げるという方法を今回はとられております。ですから、そのことについては今後改めてほしいということで、そのことについて積極的に前向きに、改める方向でやりますというご答弁をいただいておりますので、それでいいんです。しかし、そうは言ってもね、50パーを項目において切っても、総得点で50%になればいいとは言ったものの、例えばこういう1項目等で50%を切るということは非常に、例えば総得点で取っても不名誉なことでしょう。合格するにしても、一番根幹のところでも50%にいかなかったというような、こういうものが出てくると、我々もまた委員会でやっぱり問題視しますので、当然。ですから、何とか50%にしとけというような、そういう意思が働いても、私はおかしくなかったんじゃないかというふうに思っているんですよ。だから、いつも言うように、そこに合議とか協議とかいうことでのあいまいな判断の中で、やっと50%になったということに対して危惧しておるんですよ。だから、そんなことではなくて、真っ当な協議をした中で50%になったと言ってください。

企画調整部長

この採点に当たりましては、公平公正に、そして厳正に選定しました結果、このような数字になったわけでございます。

瀬戸委員

一点だけ。この評価書で、大きな項目の3の財務内容等の2番、施設の管理運営、指定管理業務を効率的に行うに当たり専門的知識や資格、経験を十分に保有しているか、また熱意や意欲を持っているか、これ、財務内容のところですが、3点と、先ほど出てこなかったような数字が出ていますが、これは、体育協会さん自体が今までそういう経理とか財務をしないでいい団体だったから、申し込む時にそういう方がいらっしやなかったということでしょうか。

スポーツ振興課長

この中、経験を十分に保有しているかという部分については、おられなかったということだと思います。

瀬戸委員

経理に精通している人がいなかったということですね。今からは当然、そういう方を雇い入れられてやられると、そういうふうにとってよるしいですか。

スポーツ振興課長

そのとおりだと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第147号 指定管理者の指定(飯塚市体育施設)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:05

再 開 16:17

委員会を再開いたします。

次に、「請願第12号 学校給食の補助を求める請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

佐藤委員

この請願第12号について反対の討論をいたします。学校給食についてはまだ補助を求めるという段階よりも現在自校方式に向けて鋭意努力していただいている途中です。その結論もまだ出ていませんし姿も見えていません。補助はそこが整備された後で私は十分だと思っておりますので、今回はこの請願に反対させていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第12号 学校給食の補助を求める請願」について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成なし)

賛成者なし。よって本案は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」を議題といたします。「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」については先ほど「議案第127号 平成21年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、みなし採択といたします。

次に「請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

この文面について少し質問させていただきますけれども、今まで保護者に意見を求めることがありました。例えば学校給食の値上げ等々にしても教育行政にしても、私はPTA組織、例えば市P連の役員会、理事会にはきちんと相談があって話し合いが行われていると思っておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

教育部長

教育委員会といたしましては、PTA等通じまして、しかと説明等をしていきたいし、足りない分がありましたら今後もしていきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

佐藤委員

この請願第14号について反対の討論を述べます。今部長が申されましたように、今までいろんな場面で相談もあっておりますし話し合いもスムーズに行われていると思っております。今年度の総会で市P連の、体制のつくりの問題点として末端の会員までうまく事業が伝わってない、行動が伝わってないと。これはPTA組織の内部でやっぱり検討するべきじゃないかと。市の意向なり、そこの辺が一人一人の会員までつながるように努力しようという目標も上げておりますので、私はこの請願には反対いたします。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願」について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成なし)

賛成者なし。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第17号 2010年度の年金確保に関する請願」を議題といたします。おはかりします。本請願につきましては慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けたのちに審査を行うということで、本日は継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:22

再 開 16:24

委員会を再開いたします。

おはかりします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「平成21年度実施の防災(浸水)対策事業について」報告を求めます。

総務課長

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による水害の発生を踏まえ、本年度中に実施、または実施予定の防災(浸水)対策事業の概要をご報告いたします。

まず、平成21年度実施の防災(浸水)対策事業にいたる経緯についてご説明いたします。配布しております資料に基づきご説明申し上げます。資料の1「住民説明会及び防災(浸水)対策検討の経緯」については、7月24日以降、本市で開催いたしました被災地区住民への説明会をはじめ、自治会等への報告・説明、および国、県等関係機関との協議、部内協議等について検討経過をとりまとめたものです。この資料に記載のとおり、11月30日現在、被災地域での住民説明会等を遠賀川河川事務所、飯塚県土整備事務所とともに8回開催し、また自治会長会等への報告・説明については市単独で15回実施いたしました。それぞれ今回の水害についてその概要をご報告するとともに、今日までに行政で取り組んでまいりました被災者への支援策や復旧対策を説明のうえ、被災地域にお住まいの方々から直接、今回の水害に関し、防災、浸水対策上の課題や問題点、ご要望等をお聞きするとともに率直な意見交換をいたしました。

その他、防災、浸水対策に関し、これまでに8件の陳情書等を受理したほか、タウンミーティングにおいても数多くのご意見、ご要望等を承ったところです。また、9月議会における一般質問や各常任委員会の場でも多くの議員の皆様から防災、浸水対策上の課題や問題点をご指摘いただき、貴重なご意見やご提言等を承ったところです。

このため、平成15年に7.19大水害を経験した本市としましては、これら数多くのご意見、ご要望等をあらためて真摯に受け止めるとともに、特に度重なる水害に被災されました多くの市民の皆様の実情な思いを深刻に受け止め、今後の防災対策ならびに浸水対策に生かしていく所存です。このため、被災地域住民への説明会と平行して、今回の水害に関し、その課題、問題点を検証、分析・整理し、今後実施すべき防災・浸水対策事業を検討するために、これま

でに部内調整会議等を6回開催し、また国、県、市の調整会議として合同浸水対策会議を4回開催いたしました。

これらの会議におきましては、関係各課と遠賀川河川事務所、飯塚県土整備事務所それぞれが所管する事業等について相互に理解を深めるとともに情報を共有し、緊密な連携を図りつつ、21年度実施事業の調整をおこなったところであり、現在、引き続き22年度以降に向けて協議を継続しているところです。

資料2「平成21年度飯塚市防災（浸水）対策実施事業」については、7月24日大水害以降、直ちに実施した事業、実施中の事業あるいは本年度中に実施する予定の事業についてとりまとめたものです。1ページ目は防災体制関連事業、2ページ目は建設関連事業としてまとめております。各事業について、のちほど防災体制関連事業については総務課より、また建設関連事業については土木建設課よりご説明申し上げます。なお、22年度以降の事業につきましては、被災地域住民の要望等の聴取、集約作業が終了していないこと、国、県事業との調整等を引き続き検討中であること、また最も大きな理由として治水対策等の調査を次年度も引き続き行い、それらの分析結果を考慮しなければならないことから、来年度に中、長期事業をも踏まえた「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定したいと考えています。

それでは、まず平成21年度に実施した事業、あるいは実施予定の防災体制関連事業について総務課よりご説明申し上げます。資料2の1ページをお願いします。計画項目の1番、初動体制の強化につきましてご説明いたします。この中で具体的内容として1、2は、引き続きこの体制を堅持したいと考えています。3番の発令基準につきましては、見直しの方向性としては、河川情報、気象情報だけに頼ることなく、浸水地域の被災状況を重視したいと考えていますが、より正確な被災状況の把握が課題であると認識しているところです。

計画項目の2番、連絡体制の強化につきまして1番目は、自主参集を強化するよう考えております。2番のうち消防団については、本年度の「幹部教養訓練」において図上訓練を実施し、地元分団との連絡、報告体制について再確認したところですが、河川パトロール班と共用しております、現状のアナログ式旧型の移動系防災行政無線について混線、不明瞭等の問題があるなど、新たな課題が浮上したところです。3番、4番につきましては、今回の災害に際しましてもこの図上訓練が有意義であったことから、さらに改善を図り来年度に備えたいと考えています。

計画項目の3番、情報収集体制の強化につきましてこの内1番は、今回の水害の反省を踏まえ、警戒ポイントに早く到達できるよう順路等を見直し、また、より柔軟な運用が可能になるよう事務分担を見直す予定です。2番につきましては、これも今回の反省を踏まえ、現地の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、市民有志による災害情報協力員を配置したいと考えております。これには地域の自主防災組織、地域安全推進隊、自治会等のご協力をいただきたいと思います。

計画項目の4番、災害救助用品備品の拡充につきましては、単に用品備品の数をそろえるだけでなく利活用しやすい備蓄場所を選択することを念頭に充実を図ることとしています。なお片島小学校、その他一部についてはすでに見直したところです。

計画項目の5番、防災啓発事業の推進につきましては、「危険な場合は無理をして避難しないこと」や「2階建て家屋にお住まいの場合は浸水が始まれば2階に一時避難したほうが安全であること」など基本的な防災情報を含む啓発や避難所、各種警報の意味等の周知徹底を図ってまいりたいと考えています。この内5番の、防災センターにつきましては本年度から管理運営をNPO法人遠賀川流域住民の会に委託しているものですが、利用者が上半期で昨年度より大幅に増えており、ロープワークや消火訓練などを実施し、遠賀川に親しみながら防災意識の高揚を図っています。6番につきましては、防災週間啓発事業として、本年度初の試みとして第1回防災フェアを防災センターにおいてNPO法人遠賀川流域住民の会をコーディネーター

とし、飯塚消防署、遠賀川河川事務所とともに開催いたしました。これには自衛隊をはじめ、警察、消防団、社会福祉協議会等関係機関のご協力を得て、約1000人の参加者が来場されました。また、災害時要援護者支援を念頭に本年度は「みんなの健康・福祉のつどい」にも初参加し、安全安心コーナーを設け、防災意識の啓発に努めたところです。

計画項目の6番、防災体制全般の見直しにつきましては、1番、2番は、平成19年度に策定した地域防災計画を昨年度、本年度と見直していますが、今回の水害を踏まえてさらに改訂を加え、水防計画の見直しとともに来年度の防災会議におはかりしたいと考えています。3番につきましては、避難勧告等の発令基準とも関係しますが、従来の浸水被害想定14箇所、土砂災害8箇所に加え、来年度は防災行政無線が整備されることから地域からのご意見を細かく承ったうえで大幅な見直しを行うこととしています。そのため、現在自治会アンケート調査を実施中です。また、本年度県の土砂災害警戒区域の指定を受けた地区についても見直す予定です。4番につきましては、特に一般職員等への周知徹底を図るために、従来行ってまいりました班長クラスの所属長のみならず、全職員に対する初動マニュアルの研修を実施する予定です。

計画項目の7番、情報伝達方法の整備につきましては、1番、2番は、防災行政無線の整備にあわせ、メール、FAX等による同時伝達を行うものですが、速報性に加え、災害時要援護者や難聴地区にお住まいの方々にも円滑、確実に伝達が可能になると考えています。なお、災害時要援護者については、避難支援プランに基づき地域の方々のご協力をえて、独自の連絡網により安否確認等の伝達を実施することとしています。

計画項目の8番の災害時要援護者支援体制の推進につきましては、今後の防災体制を構築するうえで最重要課題のひとつとらえておりますが、作業の事業の性質から行政と市民との信頼関係を絆とし、息の長い地道な努力が必要であると認識しています。すでに一昨年来、保健福祉部においては高齢者実態調査をはじめとして避難支援プランの作成に着手しており、今回の水害に際しましても一定の成果を得たところです。しかしながら、今回の災害では被災地が想定以上に広範囲に及んだことからさらに取り組みを拡大、強化し、作成作業を急ぐ必要があります。そのため、避難支援プラン作成上の最大のネックとなっておりました行政情報の外部提供ならびに個人情報保護の取り扱いについて、本年度は「個人情報保護審議会」に諮問し、前向きな答申をいただいたところであり、今後はこの答申を最大限尊重しながら民生委員等をはじめ地域の方々のご理解とご協力を得てさらに積極的に推進してまいりたいと考えています。また、合わせて避難所における災害時要援護者の受け入れ態勢の整備に努めるとともに福祉救援ボランティアの活動の場を設け、重度の要介護者等を受け入れる社会福祉施設等との連携強化を図ってまいりたいと考えています。

以上が防災体制関連事業として本年度に実施した、あるいは実施中、実施予定の事業でございます。なお、9月議会やタウンミーティングでも多数のご指摘をいただいた「電話が通じない」という、電話交換の仕組みの改善については現在鋭意検討中でございますが、新たな機器等の設備を要することから引き続き検討してまいりたいと考えています。

最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして、最も優先すべき重要課題はさきほどご報告申し上げました、災害時要援護者避難支援プランの作成のほか、計画項目1番の3、避難勧告等の発令基準の見直し及び計画項目7番の1、防災行政無線の整備の3点と考えています。以上で総務課からの報告をおわります。

土木建設課長

続きまして建設関連事業につきまして説明致します。資料の2-2をお願いします。まず、計画項目1番の河川排水路改修でございますが、椎ノ木川改修工事の浦田第一雨水幹線整備工事は、現況の断面が不足している箇所、また排水の効率化を計るための改修計画で、今年度に用地の購入を予定しております。大日寺川につきましては、本年7月の集中豪雨をうけて、パラペット・護岸・浚渫等の各種工事を予定しております。また大城川、小峠川につきまして

は、現在浚渫工事を実施中でございます。

次に2番の明星寺川流域下水道事業は、県事業で明星寺川調整池の用地購入を実施しているものであり、負担金にて対応の予定であります。

次の3番の排水機場水門整備につきましても、同じく負担金事業でございますが、菰田排水機場と十玉ポンプの増設を予定しております。

次に4番でございますが、碓川サイホン改修事業といたしまして、サイホンの通水の円滑化を計るための改良工事を予定しております。また飯塚市単独事業としまして、下水道事業で西部排水区内を継続的に、コンクリート雨水柵蓋からグレーチング蓋に架け替えております。

5番の既存の溜池調整池改良といたしまして、三緒浦ため池の浚渫工事を予定しております。

次の6番の公園事業といたしまして、勝盛ため池の調整池機能強化を目的とした浚渫工事を実施中でございます。

7番の合流式下水道緊急改善事業といたしまして、初期の下水貯留施設を新設するものです。

次に8番ですが、開発指導要綱の見直しにつきましては、浸水対策についての内容を現在検討中でございます。また、用排水路改修事業といたしまして、有井排水路の実施設計を作業中でございます。以上2件は職員にて対応しておりますので、事業費につきましては計上しておりません。

最後に公共下水道事業と治水対策基本調査でございますが、本年7月の集中豪雨をうけまして、市内全域の降雨状況等、洪水資料を基に各河川・水路流域の現状把握と解析を行う委託業務を行うものでございます。

以上が平成21年度飯塚市防災（浸水）対策実施事業の概要であります。国土交通省及び福岡県に対し負担金を支出しています箇所を含めると18箇所となり、また金額につきましては471,428,000円の予定でございます。

次に、表の下段部は県土整備事務所が本年度に実施を計画してあります箇所であります。これも飯塚市と同じく、平成15年度の集中豪雨以降から継続的に実施しております事業と、本年度の7月24日から26日の集中豪雨により越水等で被害を及ぼした箇所で、各該当県営河川の応急対策工事として、パラペット工事・浚渫工事等を実施するものと、河川改修計画として、集中豪雨を想定した検討や、本市と共に参加した地元説明会での意見を取入れた内容の委託業務を発注する予定で、9箇所の予定との事でございます。市と県を合わせまして27箇所の浸水対策事業を21年度に実施するものであります。

以上、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 16：43

再 開 16：44

委員会を再開いたします。

次に「行財政改革の取り組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進主幹

行財政改革実施計画第一次改訂版を策定いたしましたのでご報告いたします。

はじめに、行財政改革実施計画第一次改訂版に対する行財政改革推進委員会からの意見・提言書について先にご説明いたします。意見・提言書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「はじめに」の最後の段落でございますが、第一次改訂版につきましては、国の政権交代による政策転換など、その動向が不透明な時期に作成したものであり、財政見通しは適

時見直しを行い、市民に公表する必要性について述べられるとともに、第一次改訂版の最も重要な推進項目で、かつ早急に取り組む必要がある「事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入」につきましては、将来のまちづくりにつなげるという観点からも、2年以内を目途に、15から25名程度の広範な市民が参画するかたちの点検・評価の仕組みをつくり、定着させていく必要性について付記されております。

2ページをお願いいたします。4ページにかけまして、行財政改革推進に関しての各委員からの意見・提言が記載されております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、第一次改訂版についてご説明いたします。配付いたしております資料をお願いいたします。第一次改訂版の中間素案（たたき台）につきましては、前回の委員会でご報告させていただいたところでございますが、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法に倣って募集しました市民からのご意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書並びに常任委員会でのご意見等を参考にさせていただき、12月14日に開催しました行財政改革推進本部で最終審議を行い策定したものでございます。1ページをお願いいたします。第一次改訂版策定の趣旨について記載いたしております。

2ページをお願いいたします。これまでの取組みによる成果と課題について記載いたしております。

3ページをお願いいたします。（1）に実施計画推進項目の取組状況について記載いたしております。誠に恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。「計画額を大幅に上回った主なもの」の で4年間で200名削減を3年間で200名ということで訂正をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。（2）に効果額が大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由を記載いたしております。（3）に本市が目指すまちづくりのために取り組んできた主な投資的・政策的事業について記載いたしております。

5ページをお願いいたします。平成18年度作成の財政見通しと決算額、平成21年度は決算見込額との比較表（一般会計ベース）を掲載いたしております。

6ページをお願いいたします。10ページにかけまして本市の財政状況及び今後の財政見通しを記載いたしております。歳入の状況としまして、地方税の推移、地方交付税の推移を記載いたしております。

7ページをお願いいたします。歳入の状況としまして、人件費の推移、職員数の推移、嘱託・再任用・臨時職員数の推移、8ページに扶助費の推移、公債費の推移、物件費の推移、9ページに投資的経費の推移について記載いたしております。

次に、11ページにかけ、経常収支比率、普通会計における地方債残高と公債費、基金残高について記載いたしております。

11ページをお願いいたします。今後の普通会計における行革効果見込額算入前の財政見通しを第一次総合計画の最終年度である平成27年度まで記載いたしております。下段の基金年度末残高の欄に、財源調整として地域振興のために取り崩しが可能な「地域振興基金」についても記載いたしております。なお、更なる行財政改革に取り組まなければ平成25年度には基金が不足することになっております。

12ページをお願いいたします。行革効果見込額算入後の財政見通しを記載いたしております。歳入、歳出の下段でございますが、歳入合計・歳出合計の欄をみていただきますと、平成25年度でマイナス19億1千万円の財源不足となっております。この金額が今回の第一次改訂版における具体的な数値目標となるわけですが、その下の欄に行革効果見込額では平成25年度で20億円となっており、プラス9千万円となっており、後でご説明いたします推進項目を実施いたしますと収支バランスがとれる見込みとなっております。

13ページをお願いいたします。「4」に「第一次改訂版策定の基本的な考え方」、「5」

に「第一次改定版の計画期間」を記載いたしておりますが、で国の政策転換や新たな財政需要等が生じた場合は、必要に応じ、財政見通し等の見直しを随時行う旨の記載を追加いたしております。「6」に「数値目標」を記載いたしております。「7」に「今後予想される財政需要への対応について」を追加いたしております。先ほどご説明しました「財政見通し」の投資的経費の欄では、直ぐに実施しなければならないもの、現時点で事業見込額が算定可能な投資的事業等の主なものを計上していますが、今後におきましては、浸水対策事業や中心市街地をはじめとするそれぞれの地域における活性化策に取り組むことが必要であり、また、学校教育や子育て支援策の更なる充実を図る必要もあることから、今後も多額の財政需要が見込まれ、これまでのように地方交付税や国の補助金等に依存した財政運営は次第に困難になっていることから、市民の皆さんに適時情報公開し、意見をお聴きしながら、本市の身の丈にあった行財政運営に取り組む旨記載をいたしております。

14ページをお願いいたします。「推進体制と進行管理」を記載いたしております。

15ページから16ページにかけて実施計画の推進項目の体系を記載いたしております。

17ページをお願いいたします。推進項目の集計表を記載いたしております。平成21年度から平成25年度まで小項目ごとに効果見込額を記載いたしております。一段下の欄になりますが、市議会での取り組みも加えさせていただきますと、46項目で5年間の総合計は約61億9千万円、普通会計だけでは、約57億6千万円となっております。

18ページをお願いいたします。29ページにかけて推進項目ごとに、その内容、計画年度及び効果見込額、中心となる担当部課を記載いたしております。中間素案から推進項目の追加、削除、趣旨が変わるような修正等は行っておりませんので、内容の説明は省略させていただきます。なお、別紙資料といたしまして、市民文教委員会所管の推進項目及び全ての常任委員会に関わる推進項目を抜粋したものを配付させていただいております。

以上、行財政改革の取組みについて報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。